

| 令和6年度山口県交通安全実施計画 | | | |
|---|------------------------|-----------|---------------------------|
| 第1 道路交通の安全 | | | |
| 種目 | 1 交通安全思想の普及の徹底 | 実施 機 関 | 警察本部（交企） |
| 項目 | (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 | | 教育庁（学安・地連） |
| 細目 | ア 幼児に対する交通安全教育の推進 | | 県総務部（学文） 県健康福祉部（こども政策） |
| <p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>幼児に対する交通安全教育は、幼児の心身の発達段階や地域の実情に応じ、基本的な交通ルールや交通マナー等、道路の安全な通行に必要な基本的な知識・技能及び態度を習得させることを目標にするとともに、保護者教育の充実を推進する。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(1) 交通移動教室等による交通安全指導の推進</p> <p>幼稚園・保育所・認定こども園等と連携・協力を図り交通移動教室班を派遣するなど、教職員、幼児とその保護者を対象に参加・体験型の交通安全教育を推進する。また、安全を最優先とした通行ルートを選定についての依頼や、自転車乗車時のヘルメット着用についての広報啓発活動を推進する。</p> <p>(2) 家庭内における交通安全教育の推進</p> <p>幼児の保護者が家庭において適切な指導が行えるよう、保護者を対象とした交通安全教育を推進する。また、子供が交通事故による被害を未然に回避する方法を自ら考えることができるように、交通の危険に遭遇するVR映像を作成し、家庭においても家族ぐるみで復習可能な体制を整備する。</p> | | | |

| 種目 | 1 交通安全思想の普及の徹底 | 実施 機 関 | 教育庁（学安・地連） |
|---|------------------------|-----------|------------|
| 項目 | (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 | | 警察本部（交企） |
| 細目 | イ 小学生に対する交通安全教育の推進 | | 県総務部（学文） |
| <p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>小学生に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、歩行者及び自転車の利用者として必要な知識、技能及び態度を習得させるとともに、道路及び交通の状況に応じて、安全に道路を通行するために道路における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めることを目標として推進する。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(1) 交通安全教育の計画的、組織的な推進</p> <p>ア 全教職員が交通問題の現状を踏まえ、交通安全教育の意義・目的についての認識を深め、学校の全ての教育活動を通して交通安全教育・指導を徹底するよう、教育課程に明確に位置付け、効果的な交通安全指導計画を策定する。</p> <p>イ 交通安全教育を計画的・効果的に実施するため、危険予測学習（KYT）等の指導用資料等を有効に活用するとともに、交通安全教育の在り方や実践に関する調査研究、教職員等を対象とした研修会を計画的、組織的に実施する。</p> | | | |

ウ 児童の交通状況について、全般にわたり実態を的確に把握して、地域・学校の実態に応じた指導体制の確立を図る。

エ 学校安全指導者養成研修に教職員を派遣し、県下の中核的な指導者を養成するなど、指導者の資質の向上を図る。

(2) 交通安全意識の高揚を図る効果的な指導法の研究

ア 教科、特別の教科、道徳、学級活動・児童会活動・学校行事等の特別活動、総合的な学習の時間等を中心に、学校の教育活動全体を通じて、歩行者としての心得、自転車の安全利用、乗り物の安全な利用、交通ルールの意味及び必要性等について重点的に指導する。

イ 児童の交通に関する生活体験を基に、交通安全に対する意識を高めるとともに、児童会活動を通じて交通事故防止に向けた活動を推進し、自主的・実践的態度の育成を図る。

ウ 関係機関・団体等の主催する各種研修会への教職員の積極的な参加を奨励し、効果的な指導法に関する研究を推進する。

(3) 家庭、地域社会、関係機関等との緊密な連携による指導の推進

ア 小学校において実施する交通安全教育の支援を交通関係機関・団体に依頼し、児童に対する補完的な交通安全教育の推進を図る。

イ 地域の交通ボランティアやスクールガード等と密接に連携して、通学路における児童に対する安全行動の指導を行うとともに、関係機関と連携した通学路の安全点検等を実施し、校区内の安全指導・管理の充実・強化に努める。

ウ 交通事故の未然防止のために、広域的な立場から生徒指導の充実を図り、交通安全についての学校間の連携を密接にし、早期対策の構築等、指導体制を充実・強化する。

エ 自転車の個人賠償責任保険や傷害保険について、児童、保護者へ啓発する。

オ 自転車乗車中のヘルメット着用について、児童、保護者へ啓発する。

(4) 参加・体験型の交通安全教育の推進

交通安全学習館における交通安全研修、交通移動教室班が行う交通安全教室、各警察署の交通安全教室等、参加・体験型の交通安全教育を推進する。

(5) 子供自転車免許証の発行

小学生を対象とした「交通安全子供自転車大会」を開催し、学科・実技試験等の競技を通じて、自転車の安全利用の促進を図るとともに、修了証として「子供自転車免許証」を交付して、交通安全意識の啓発・向上・継続を図る。

(6) 家庭内における交通安全教育の推進

児童の保護者が家庭において適切な指導が行えるよう、保護者を対象とした交通安全教育を推進する。

| | | | |
|---|------------------------|------|------------|
| 種目 | 1 交通安全思想の普及の徹底 | 実施機関 | 教育庁（学安・地連） |
| 項目 | (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 | | 警察本部（交企） |
| 細目 | ウ 中学生に対する交通安全教育の推進 | | 県総務部（学文） |
| 1 計画の実施方針及び重点施策 | | | |
| 中学生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、自転車に安全に道路を通行するために必要な知識、技能及び態度を十分に習得させるとともに、道路を | | | |

通行する場合は、思いやりと助け合いの心を持って、自己の安全ばかりでなく、他の人々の安全にも配慮できることを目標として推進する。

2 計画の内容

(1) 交通安全教育の計画的、組織的な推進

ア 全教職員が交通問題の現状を踏まえ、交通安全教育の意義・目的についての認識を深め、学校の全ての教育活動を通して交通安全教育・指導を徹底するよう教育課程に明確に位置付け、効果的な交通安全指導計画を策定する。

イ 交通安全教育を計画的・効果的に実施するため、危険予測学習（KYT）等の指導用資料等を有効に活用するとともに、交通安全教育の在り方や実践に関する調査研究、教職員等を対象とした心肺蘇生法を含めた研修会を計画的、組織的に実施する。

ウ 生徒の交通状況について、全般にわたり実態を的確に把握して、地域・学校の実態に応じた指導体制の確立を図る。

エ 学校安全指導者養成研修に教職員を派遣し、県下の中核的な指導者を養成するなど、指導者の資質の向上を図る。

(2) 交通安全意識の高揚を図る効果的な指導法の研究

ア 教科、特別の教科、道徳、学級活動・生徒会活動・学校行事等の特別活動、総合的な学習の時間等を中心に、学校の教育活動全体を通じて、歩行者としての心得、自転車の安全利用、乗り物の安全な利用、交通ルールの意味及び必要性等について重点的に指導する。

イ 生徒の交通に関する生活体験を基に、交通安全に対する意識を高めるとともに生徒会活動を通じて交通事故防止に向けた活動を推進する。

ウ 関係機関・団体等の主催する各種研修会への教職員の積極的な参加を奨励し、効果的な指導法に関する研究を推進する。

(3) 家庭、地域社会、関係機関等との緊密な連携による指導の推進

ア 中学校において実施する交通安全教育の支援を交通関係機関・団体に依頼し、生徒に対する補完的な交通安全教育の推進を図る。

イ 地域の交通ボランティア、スクールガード等と密接に連携して、通学路における生徒に対する安全な行動の指導をするとともに、関係機関と連携した通学路の安全点検等を実施し、校区内の安全指導・管理の充実・強化に努める。

ウ 交通事故の未然防止のために、広域的な立場から生徒指導の充実を図り、交通安全についての学校間の連携を密接にし、早期対策の構築等、指導体制を充実・強化する。

エ 自転車の個人賠償責任保険や傷害保険について、生徒、保護者へ啓発する。

オ 自転車乗車中のヘルメット着用について、生徒、保護者へ啓発する。

(4) 参加・体験型の交通安全教育の推進

交通安全学習館における交通安全研修、交通移動教室班が行う交通安全教室、各警察署の交通安全教室等、参加・体験型の交通安全教育を推進する。

(5) 自転車のマナーアップの推進

自転車の交通ルールの周知徹底を図るため、各学校単位で、生徒の自主的な自転車安全利用の指導等を行う少年セーフティリーダーズの活動を推進するとともに、自転車指導警告票の情報を活用して、生徒一人一人の交通安全に対する意識の高揚を図る。

| 種 目 | 1 交通安全思想の普及の徹底 | 実 施 機 関 | 教育庁（学安・地連） |
|--|------------------------|------------|------------|
| 項 目 | (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 | | 警察本部（交企） |
| 細 目 | エ 高校生に対する交通安全教育の推進 | | 県総務部（学文） |
| 1 計画の実施方針及び重点施策 | | | |
| <p>高校生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、二輪車の運転者及び自転車の利用者として安全に道路を通行するために必要な技能と知識を習得させるとともに、交通社会の一員として責任を持って行動することのできる健全な社会人を育成することを目標として推進する。</p> | | | |
| 2 計画の内容 | | | |
| (1) 交通安全教育の計画的、組織的な推進 | | | |
| <p>ア 全教職員が交通問題の現状を踏まえ、交通安全教育の意義・目的についての認識を深め、学校の全ての教育活動を通して交通安全教育・指導を徹底するよう、教育課程に明確に位置付け、効果的な交通安全指導計画を策定する。</p> | | | |
| <p>イ 交通安全教育を計画的・効果的に実施するため、危険予測学習（KYT）等の指導用資料等を有効に活用するとともに、交通安全教育の在り方や実践に関する調査研究、教職員等を対象とした心肺蘇生法を含めた研修会を計画的、組織的に実施する。</p> | | | |
| <p>ウ 生徒の交通状況について全般にわたり実態を的確に把握して、地域・学校の実態に応じた指導体制の確立を図る。</p> | | | |
| <p>エ 学校安全指導者養成研修に教職員を派遣し、県下の中核的な指導者を養成するなど、指導者の資質の向上を図る。</p> | | | |
| (2) 交通安全意識の高揚を図る効果的な指導法の研究 | | | |
| <p>ア 教科、ホームルーム活動・生徒会活動・学校行事等の特別活動、総合的な探究の時間等を中心に、学校の教育活動全体を通じて、自転車の安全利用、二輪・自動車の特性、運転者の責任、応急手当等について更に理解を深めるとともに、生徒の多くが近い将来、普通免許等を取得することが予想されることから、免許取得前の教育としての性格を重視した交通安全教育を実施する。</p> | | | |
| <p>イ 生徒の交通に関する生活体験を基に、交通安全に対する意識を高めるとともに、生徒会活動を通じて交通事故防止に向けた活動を推進し、自主的・実践的態度の育成を図る。</p> | | | |
| <p>ウ 関係機関・団体等の主催する各種研修会へ教職員の積極的な参加を奨励し、効果的な指導法に関する研究を推進する。</p> | | | |
| (3) 家庭、地域社会、関係機関等との緊密な連携による指導の推進 | | | |
| <p>ア 高等学校において実施する交通安全教育の支援を、交通関係機関・団体に依頼し、生徒に対する補完的な交通安全教育の推進を図る。</p> | | | |
| <p>イ 関係機関と連携した通学路の安全点検等を実施し、交通環境の改善に努める。</p> | | | |
| <p>ウ 交通事故の未然防止のために、広域的な立場から生徒指導の充実を図り、交通安全についての学校間の連携を密接にし、早期対策の構築等、指導体制を充実・強化する。</p> | | | |
| <p>エ 二輪車の安全に関する指導について、生徒の実態や地域の実情に応じて、二輪車の安全運転を推進する機関・団体等と連携しながら、安全運転に関する意識の高揚と実践力の向上を図るとともに、二輪車の実技指導等を含む交通安全教育の充実を図る。</p> | | | |
| <p>オ 自転車の個人賠償責任保険や傷害保険について、生徒、保護者へ啓発する。</p> | | | |

カ 自転車乗車中のヘルメット着用について、生徒、保護者へ啓発する。

(4) 参加・体験型の交通安全教育の推進

交通安全学習館における交通安全研修、交通移動教室班の派遣、各警察署の交通安全教室等、参加・体験型の交通安全教育及びバイク通学者に対する実技を加えた交通安全講習を推進する。

(5) プレドライバー教育の推進

免許取得直前の高校生を対象に、健全な交通社会人を育成するために必要な規範意識の醸成を図るとともに、ドライバーとしての基本的な知識・技能・マナー等の教育を行う「プレドライバー教育」を関係機関・団体と協力して推進する。特に、横断歩道手前での減速義務と横断歩道において歩行者を優先させる義務について強く周知する。

(6) 同乗者教育の推進

交通安全学習館や各警察署が開催する交通安全教室・講習会等において、同乗による交通事故の実態や助手席・後部座席に同乗する際のシートベルト・ヘルメットの正しい着用等、同乗者教育を推進する。

(7) 立場交換型講習会の開催

高齢者疑似体験セットを活用し、高齢者を取り巻く他の世代に対して高齢者特有の交通行動を理解させる立場交換型講習会を開催する。

(8) 自転車マナーアップの推進

自転車の交通ルールの周知徹底を図るため、各学校単位で、生徒の自主的な自転車安全利用の指導等を行う少年セーフティリーダーズの活動を推進するとともに、自転車指導警告票の情報を活用して、生徒一人一人の交通安全に対する意識の高揚を図る。

また、自転車乗用中の死傷者数は、高校生が最も多いことから、こうした実態について高校生や保護者等への理解が浸透するよう周知等に留意する。

| 種目 | 1 交通安全思想の普及の徹底 | 実施 機 関 | 警察本部（交企・運免） 教育庁（学安・地連） 県環境生活部（県民） |
|--|------------------------|--------------|---|
| 項目 | (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 | | |
| 細目 | オ 成人に対する交通安全教育の推進 | | |
| 1 計画の実施方針及び重点対策 | | | |
| <p>成人に対する交通安全教育は、自動車の安全運転の観点から、免許取得時及び免許取得後の運転者の教育を中心として行うほか、社会人、大学生等に対する交通安全教育の充実に努める。</p> <p>免許取得時の教育は、自動車教習所における教習が中心になることから、自動車教習所の指導員の能力を高めて教育水準の一層の向上に努める。</p> | | | |
| 2 計画の内容 | | | |
| (1) 地域・職域における運転者教育の推進 | | | |
| <p>ア シートベルト・チャイルドシート・ヘルメットの正しい着用や速度の抑制、横断歩道手前での減速義務と横断歩道における歩行者優先義務等、交通ルールの遵守を主眼とした運転者教育を促進する。</p> <p>イ 飲酒運転を防止するため、酒酔い体験ゴーグルを活用した体験型講習を推進する。</p> | | | |

- ウ 安全運転管理者、運行管理者等の指導者に対する講習を強化し、職場における交通安全教育を促進する。
 - エ 重大交通事故発生現場における講習会を開催するなど、交通安全効果の高い講習を推進する。
 - オ 一般ドライバーが、電動車いす講習会等へ参加することにより、ドライバー・電動車いす利用者相互の理解を図る。
 - カ 交通安全学習館における交通安全研修を推進する。
 - キ 自転車は極めて身近な交通手段であることから、事故を防止するため更新時講習等あらゆる機会を捉え、自転車利用時のヘルメット着用を始めとした自転車の安全を確保するための交通安全教育を推進するとともに、自転車の運転による交通の危険を防止するための講習（自転車運転者講習）制度の周知を図り、自転車利用者の交通ルールに対する遵守意識を醸成する。
- (2) 社会教育関係団体（PTA・婦人会・青年団・子供会等）や地域活動連絡協議会（母親クラブ）等の団体活動を通じての交通安全に対する意識の高揚
- ア 各団体等の総会やリーダー研修会等で、地域における団体（グループ）活動の活性化を図り、家庭や地域における交通安全活動を推進する。
 - イ 各団体等の学習活動、研修会、集会等で交通安全意識の高揚を図る。
 - ウ 山口県交通安全母の会が実施する交通安全高齢者世帯訪問活動を支援し、広く県民の交通安全に対する意識の高揚を図る。
- (3) 社会教育講座等を通じての交通安全意識の高揚
- ア 市町が開設する各種講座等で交通安全意識の高揚に努める。
 - イ 社会教育主事や公民館主事を始め、関係行政機関の職員及び社会教育関係団体等の指導者の研修会において、交通安全を含む危機管理に関する学習を設定し、指導者の資質の向上に努める。
- (4) 同乗者教育の推進
- 自動車等同乗中の交通事故被害の実態や、助手席・後部座席等に同乗する際のシートベルト・ヘルメットの正しい着用等について、同乗者教育を推進する。
- (5) 教職員や企業・自治体等に対する講習会の開催
- 教職員に対し、学校における交通安全教育の重要性を訴える講習会の開催や企業・自治体等の交通安全担当者に対する交通安全教育についての講習会を開催する。
- (6) 立場交換型講習会の開催
- 高齢者疑似体験セットを活用し、高齢者を取り巻く他の世代に対して高齢者特有の交通行動を理解させる立場交換型講習会を開催する。
- (7) 各種事業所等に対する飲酒運転防止講習会の開催
- 地域の事業所に対し、飲酒運転による交通事故実態や飲酒運転の危険性を理解させる飲酒運転防止講習会を開催する。
- (8) 自動車教習所の教習水準の向上
- 自動車教習所に対する教習立会を実施すること等により、適正な教習が行われるよう教習内容の充実を図るとともに教習指導員の資質を向上させる。

| 種 目 | 1 交通安全思想の普及の徹底 | 実 施 機 関 | 警察本部（交企・運免） 教育庁（地連） |
|--|------------------------|---------|------------------------|
| 項 目 | (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 | | |
| 細 目 | カ 高齢者に対する交通安全教育の推進 | | |
| 1 計画の実施方針及び重点施策 | | | |
| <p>高齢化社会の進展を背景に、交通事故に占める高齢者の割合は高水準で推移していることから、高齢者に対しては、加齢に伴って生ずる身体機能の変化が道路における交通行動に及ぼす影響を理解させる。特に、歩行者については、横断歩道外横断や信号無視に起因する死亡事故が発生していることへの注意喚起や横断時における特性に基づいた交通安全教育の実施に努める。</p> | | | |
| 2 計画の内容 | | | |
| (1) 参加・体験型の交通安全教育の推進 | | | |
| 交通安全学習館における交通安全研修、交通移動教室班の派遣等、参加者が理解を深めるための工夫を凝らした参加・体験型の交通安全教育を推進する。 | | | |
| (2) 現場講習会の開催 | | | |
| 重大交通事故現場で、事故事例を活用した効果的な現場講習会を開催し、交通安全意識の高揚を図る。 | | | |
| (3) 反射材貼付・着用活動の強化 | | | |
| 歩行中の交通事故死者数の中で高い割合を占める高齢者に対し、反射材用品等の活用について、各種広報媒体を用いた積極的な広報啓発を行うとともに、地方公共団体、関係機関・団体等と連携して、反射材用品等の視認効果を理解させるセーフティ・ナイト・スクール等、参加・体験型の交通安全教育を強化し、その普及促進を図る。また、反射材用品等の身の回り品への組み込みを推奨する。 | | | |
| (4) 高齢ドライバーの交通事故防止対策の推進 | | | |
| 加齢に伴う高齢者自身の身体機能の変化を自覚させるため、運転適性検査機器を活用したチェック型講習会や自動車学校での実車を使用した「交通安全定期診断」のほか、ドライブレコーダーを活用した交通安全指導等、参加・体験型の講習会を開催するとともに、高齢運転者標識の貼付を推進する。 | | | |
| (5) 電動車いす安全講習会の開催 | | | |
| 電動車いす利用高齢者の交通事故を防止するため、利用者に対する体験型の講習会を開催するとともに、電動車いすの製造業者・販売店等で組織される団体と連携して購入時の助言・指導を徹底する。また、一般ドライバーとの相互理解を深めるため、立場交換型講習会を開催する。 | | | |
| (6) 街頭での個別指導の強化 | | | |
| 高齢者が利用する機会の多い薬局、病院、福祉事業所等で、反射材を直接配布するほか、運転者に対して手を上げるなどして横断する意思を明確に伝えるといった交通安全に関するワンポイントアドバイスを行い、高齢者の交通安全意識の高揚を図る。 | | | |
| (7) 高齢者宅戸別訪問指導の実施 | | | |
| 関係機関等と連携して、「交通安全いきいきチェックシート」を活用し、高齢者個々の生活実態に応じた交通事故防止上のワンポイントアドバイス等を実施する。 | | | |

(8) 社会教育講座等を通じた交通安全意識の高揚

市町の開設する高齢者交通教室等において、高齢者の交通安全意識の高揚を図るよう、情報提供を行う。また、市町が実施している介護予防教室等、高齢者が多数参加している場を活用し、これに積極的に参画した効果的な交通安全教育を推進する。

(9) 交通安全母の会による活動の促進

山口県交通安全母の会が実施する高齢者宅を訪問しての個別交通安全指導等の活動を支援し、活動の一層の促進を図る。

(10) 高齢者関係団体等を通じた支援体制の構築と各種交通安全教育の推進

平素から高齢者と接する機会の多い民生委員や社会福祉等の福祉関係者を始め、地域の関係機関・団体等と連携した効果的な広報啓発活動等を実施するなど、日常的に必要な知識の習得が行われるよう、地域ぐるみの支援体制を構築するほか、老人クラブや高齢者福祉団体等における交通安全部会の設立、高齢者関係団体と連携した指導者の育成・研修等、交通安全教育を推進する。

(11) 交通指導員等ブロック連絡協議会の活性化と研修会の開催

県下の交通指導員等ブロック連絡協議会の活性化と支援を推進するとともに、交通指導員等に対するパワーアップ研修会等を開催する。

(12) 高齢者の交通事故防止県民運動の実施

高齢者が関与する重大事故の発生を抑止するため、県民が一体となった運動を実施し、県民一人一人が高齢者を交通事故から守る意識高揚を図るとともに、高齢者に対しても交通ルールを遵守し、自らの身を守る行動を習慣付ける。

○ 運動期間 令和6年11月9日～11月15日、令和7年3月9日～3月15日

| 種 目 | 1 交通安全思想の普及の徹底 | 実 施 機 関 | 警察本部（交企） |
|--|------------------------|------------|------------|
| 項 目 | (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 | | 県健康福祉部（障支） |
| 細 目 | キ 障害者に対する交通安全教育の推進 | | |
| 1 計画の実施方針及び重点施策 | | | |
| 障害者の積極的な社会参加に伴い、障害者被害の交通事故の増加が懸念されることから、関係機関・団体と連携して、交通安全に必要な知識、技能及び態度を習得できるよう、障害者を対象とした交通安全教育を推進する。 | | | |
| 2 計画の内容 | | | |
| (1) 交通安全学習館における参加・体験型交通安全教育の推進 | | | |
| 交通安全学習館における交通安全研修や出前型講習等を通じて、障害の内容、程度に応じたきめ細かで段階的な交通安全教育を推進する。 | | | |
| (2) 効果的な交通安全教育の推進 | | | |
| 身近な場所における出前型講習会を開催する際、字幕入りのビデオを活用するなど、効果的な交通安全教育を推進する。 | | | |
| (3) 身体障害者標識及び聴覚障害者標識の周知 | | | |
| 身体障害者標識及び聴覚障害者標識関連規定の広報を徹底し、同標識の周知を図るとともに、一般ドライバー、その他の交通参加者等に対する障害者の保護規定の周知徹底を図る。 | | | |

| | | | |
|--|------------------------|------------|----------|
| 種 目 | 1 交通安全思想の普及の徹底 | 実 施 機 関 | 警察本部（交企） |
| 項 目 | (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 | | |
| 細 目 | ク 外国人に対する交通安全教育の推進 | | |
| <p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>関係機関・団体・企業と連携して、外国からの研修生等に対し、我が国の道路交通法規の習熟を中心とした交通安全教育を推進する。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>関係機関・団体・企業と連携し、偽造国際運転免許証の利用を防止するとともに、外国人向けの教材の充実を図り、交通ルールに関する知識の普及を目的とした交通安全教育を推進する。</p> <p>また、外国人を雇用する使用者等の交通安全意識を高め、雇用している外国人の講習会等の開催や大学等に留学している外国人に対して講習会等の参加を促進する。</p> <p>さらに、今後、訪日外国人の増加も見込まれることから、外国客誘致等に係る関係機関・団体と連携し、多言語によるガイドブックやウェブサイト等各種広報媒体を活用するなど交通ルールの周知活動等を推進する。</p> | | | |

| | | | |
|---|--------------------------------|------------|----------|
| 種 目 | 1 交通安全思想の普及の徹底 | 実 施 機 関 | 警察本部（交企） |
| 項 目 | (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 | | |
| 細 目 | ケ 交通事犯により保護観察に付された者に対する保護観察の充実 | | |
| <p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>集団及び個別の処遇に当たる保護観察官並びに保護司の処遇能力の充実を図る。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>交通事犯による保護観察対象者に対して、飲酒運転防止プログラム等の問題性に焦点を絞った効果的な交通安全教育を実施する。</p> | | | |

| | | | |
|--|-------------------|------------|------------|
| 種 目 | 1 交通安全思想の普及の徹底 | 実 施 機 関 | 警察本部（交企） |
| 項 目 | (2) 効果的な交通安全教育の推進 | | 教育庁（学安・地連） |
| <p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>受講者が安全に道路を通行するために必要な技能及び知識を習得するため、参加・体験型の交通安全教室の開催により、交通事故を身近なものとして意識させる交通安全活動を促進する。</p> <p>また、動画を活用した学習機会の提供、ウェブサイトやSNS等の各種媒体の積極的活用等、対面によらない交通安全教育や広報啓発活動についても効果的に推進する。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(1) 「地域コミュニティ防犯力促進会議」の開催</p> <p>交通安全と防犯を組み合わせた意識啓発イベントを市町と連携して開催する。</p> <p>(2) 飲酒運転防止講習会の開催</p> <p>地域の事業所ドライバーを対象に、参加・体験型の講習会を開催し、飲酒運転の危険性等</p> | | | |

を理解させるとともに、様々な広報媒体を活用して、飲酒運転の悪質性・危険性及び飲酒運転による交通事故実態や罰則等について周知徹底し、飲酒運転防止に対する意識高揚を図る。

(3) 運転中の携帯電話等の不使用の徹底

運転中に携帯電話等を使用することは重大な交通事故につながり得る極めて危険な行為であり得ることから、関係機関・団体等と連携しながら、運転者等に対し、引き続き広報啓発活動を推進し、その不使用の徹底を図る。

(4) 交通安全子供自転車大会の開催

児童の自転車利用時の交通事故を防止するため、関係機関・団体等と連携して交通安全子供自転車山口県大会を開催し、交通ルールに対する理解を深め、自転車の技能を向上させる。

(5) 二輪車安全運転競技大会の開催

二輪車の交通事故を防止するため、一般財団法人山口県交通安全協会と連携して、二輪車安全運転山口県大会を開催し、二輪車運転者の安全意識の高揚を図る。

(6) 交通安全学習館を活用した交通安全教育の推進

交通安全学習館等の施設を活用し、子供から高齢者まで全ての人を対象とした交通安全研修等の参加・体験型の交通安全教育を推進する。

(7) シニア交通安全教室の開催

高齢ドライバーの交通事故防止を図るため、交通安全講習会等の出前型のシニア交通安全教室を積極的に開催する。

(8) 無事故・無違反コンテスト150の実施

関係機関・団体と連携して、交通安全山口県対策協議会主催の「2024無事故・無違反コンテスト150」を実施し、ドライバーの交通安全意識の高揚を図る。

○ 実施期間 7月4日～11月30日

| 種目 | 1 交通安全思想の普及の徹底 | 実施 機 関 | 県環境生活部（県民） 警察本部（交企） |
|---|----------------|-----------|------------------------|
| 項目 | (3) 普及啓発活動の推進 | | |
| 細目 | ア 交通安全運動の推進 | | |
| 1 計画の実施方針及び重点施策 | | | |
| <p>県民一人一人に広く交通安全思想を普及・浸透させ、交通ルール・交通マナーの向上を図るため、各季の交通安全運動を通じて、県民自ら交通安全意識の高揚と道路環境の改善に向けた取組を推進する。また、交通安全山口県対策協議会（会長 山口県知事、構成機関 166機関・団体）を推進母体として、関係機関・団体と連携し、組織的・継続的な交通安全運動を展開する。</p> | | | |
| 2 計画の内容 | | | |
| (1) 活動の重点 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践 ○ 歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行 ○ 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守 ○ 高齢者の交通事故防止 | | | |

(2) 各種交通安全運動の展開

- 年間スローガン 「住みよい山口 いつも心に 交通安全」
- 年間運動 ～「交通マナーアップやまぐち」キャンペーン～
 - ・ 無事故・無違反コンテスト「2024無事故・無違反コンテスト150」の実施
(実施期間：7月4日～11月30日)
- 交通安全運動
 - ・ 春の全国交通安全運動 (4月6日～4月15日)
 - ・ 夏の交通安全県民運動 (7月11日～7月20日)
 - ・ 秋の全国交通安全運動 (9月21日～9月30日)
 - ・ 高齢者の交通事故防止県民運動 (11月9日～11月15日)
(令和7年3月9日～同年3月15日)
 - ・ 年末年始の交通安全県民運動 (12月10日～令和6年1月3日)
- 交通安全の日
 - ・ 県民交通安全の日 (毎月1日、ただし4月と1月は8日)
 - ・ 横断歩道ハンドサイン運動推進の日 (毎月5日)
 - ・ 反射材・ハイビーム活用促進の日 (毎月9日)
 - ・ 高齢者の交通安全日 (毎月15日)
 - ・ 交通事故死ゼロを目指す日 (4月10日、9月30日)

(3) 交通死亡事故多発に伴う緊急対策の実施

県内において交通死亡事故が連続・集中的に発生した場合に、地域住民に注意を喚起するとともに、関係機関・団体の連携協力により、総合的かつ集中的な交通事故防止対策を推進し、交通死亡事故多発の沈静化を図る。

(4) その他の運動の推進

- ア 自動車のライトは、他車を幻惑させる場合や、交通の妨げになる場合以外、ハイビームにこまめに切り替えることを広報するほか、歩行者については、夜間、反射材の活用や明るい色の服装の着用を呼び掛ける「反射材・ハイビーム活用促進県民運動」を推進する。
- イ 自動車乗用中の交通事故被害の軽減と交通安全意識の高揚を図るため、全ての座席のシートベルトとチャイルドシート着用気運を醸成する。
- ウ 「山口県自転車の安全で適正な利用促進条例」の周知を図るとともに、自転車事故に伴う高額賠償への備えとして、加入が義務化される自転車損害賠償責任保険等への加入促進を図る。
- エ 高齢ドライバーの交通事故防止を推進するため、高齢運転者標識の普及促進を図る。
- オ 本県は恒常的に実勢速度が速いことから、県内道路利用者に対し、速度抑制を促す「スピードダウン運動」を推進する。

| | | | |
|----|----------------|--------------|------------------------|
| 種目 | 1 交通安全思想の普及の徹底 | 実施 機 関 | 警察本部（交企） 県環境生活部（県民） |
| 項目 | (3) 普及啓発活動の推進 | | |
| 細目 | イ 横断歩行者の安全確保 | | |

1 計画の実施方針及び重点施策

子供・高齢者・障害者を始めとする歩行者に対する保護意識の高揚を図るため、運転者に対する指導、広報啓発活動等により、歩行者の特性を理解させる効果的な交通安全教育等の実施に努める。

本来、歩行者の保護が図られるべき横断歩道上において、歩行者が被害者となる交通事故が発生していることから、運転者に対して横断歩道手前での減速義務と横断歩道における歩行者優先義務について強く周知する。運転者には、横断歩道に向かって歩行者の横断の意思が明確でない場合であっても、横断の意思の有無を確認してから進行するよう指導するなど、歩行者保護意識の醸成を図る。

また、歩行者に対しても、横断歩道外横断や信号無視に起因する死亡事故が発生している実態を踏まえ、横断歩道を渡ること、信号機のあるところではその信号に従うことといった交通ルールの遵守を促す指導啓発を推進する。

2 計画の内容

(1) 安全運転意識の向上による歩行者保護の徹底

信号機のない横断歩道における歩行者優先ルールの徹底が十分ではないことから、運転者に対して、横断歩道前での減速義務や横断歩道における歩行者優先義務を再認識させるため、交通安全教育や交通指導取締り等を推進する。

(2) 歩行者に対する交通安全教育及び指導啓発の推進

歩行者に対して、横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うといった歩行者としての基本的な交通ルールの周知に加え、横断歩道を横断する際は、手を上げる・差し出す、運転者に顔を向けるなど、運転者に対して横断する意思を明確に伝えてから、安全確認後に横断を開始し、横断中も周囲に気を付けること等、歩行者に自らの安全を守るための交通行動を促す交通安全教育等を推進する。

(3) 「横断歩道ハンドサイン運動」の推進

信号機のない横断歩道において、歩行者による手上げ横断の合図（「渡ります」のハンドサイン）及び運転者による横断しようとする歩行者に対する合図（「お先にどうぞ」のハンドサイン）を周知徹底し、横断歩道における歩行者の安全確保及び運転者による歩行者優先意識の高揚を図る「横断歩道ハンドサイン運動」を推進する。

| | | | |
|-----|----------------|------------|------------------------|
| 種 目 | 1 交通安全思想の普及の徹底 | 実 施 機 関 | 警察本部（交企） |
| 項 目 | (3) 普及啓発活動の推進 | | 教育庁（学安） |
| 細 目 | ウ 自転車の安全利用の推進 | | 県総務部（学文） 県環境生活部（県民） |

1 計画の実施方針及び重点施策

良好な自転車交通秩序の実現を図るため、自転車利用者に対する交通ルール・マナーの周知及び交通安全教育を推進するほか、自転車の安全利用を促進する。

2 計画の内容

(1) 全ての自転車利用者に対する交通ルール等の周知

「山口県自転車の安全で適正な利用促進条例」の周知を図りながら、学校、自転車関係事

業者等と連携し、全ての自転車利用者に対して、自転車は「車両」であるという認識を徹底させるとともに、車両運転者として規範意識の更なる醸成を図るため、交通の方法に関する教則を活用するなど、集中的かつ効果的な広報啓発活動を実施し、自転車の交通ルール等の周知を図る。

自転車は、配達や通勤・通学を始め、様々な目的で利用されているが、交通ルール等に関する理解が不十分なことを背景に、交通ルール等に違反する行動が多く、歩行者と衝突した場合には加害者となる側面も有していることについて、交通安全教育の充実を図る。

特に、自転車を用いた配達業務中の交通事故を防止するため、関係事業者等に対する交通安全対策の働き掛け、自転車配達員への街頭における指導啓発、飲食店等を通じた交通ルールの遵守及び交通マナーの向上を図るための呼び掛け等も推進する。

また、自転車の運転による交通の危険を防止するための講習（自転車運転者講習）の制度を適正に運用し、自転車利用者の交通ルール等に対する遵守意識を醸成する。

(2) 全ての年齢層に対する自転車安全教育の推進

交通安全教育の実施に当たっては、幼児から成人に至るまで、危険の予測と回避のほか、交通ルールの意味及び必要性等、自転車利用者として道路を安全に通行するために必要な技能と知識について、心身の発達段階やライフステージに応じて段階的かつ体系的に行うよう配慮する。

学校等と連携して、児童・生徒に対する自転車安全教育を推進するとともに、スタントマンによる事故の再現や自転車シミュレーターを活用するなど、参加・体験型の自転車教室を開催する。

また、自転車の交通安全教育を受ける機会の少ない者への自転車安全教育の機会を提供するため、学校、企業、自転車販売店や自転車シェアリング事業者等に協力を求める。さらに、更新時講習等の各種運転者教育の機会において、自動車等の運転者の立場から、自転車の安全を確保するための留意事項に関する教育の実施に努める。

自転車安全教育の推進に当たっては、交通ルールを守らなかった場合の罰則や事故発生のリスク、事故の加害者になった場合の責任の重大性、自転車損害賠償責任保険等への加入の必要性についても理解させるため、具体的な事故・損害賠償事例を示すなど、効果的な活動となるよう工夫する。

(3) 自転車指導啓発重点路線を中心とした指導取締りの強化

自転車指導啓発重点路線では、自転車や歩行者が多く通行する時間帯を中心に自転車利用者の無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止等、歩道通行者に危険を及ぼす交通違反に対して積極的な指導又は警告を行うなどして、自転車利用者の交通ルールの遵守及び交通マナーの向上を図る。また、悪質・危険な違反者に対しては、積極的な検挙措置を講じる。

(4) 自転車利用者のヘルメット着用と自転車損害賠償責任保険等への加入促進

自転車の事故実態やヘルメットの被害軽減効果についての広報啓発活動を推進し、保護者に対し、幼児や児童・生徒が自転車に乗車する際のヘルメット着用の徹底を図るほか、全ての年齢層の自転車利用者に対してもヘルメットの着用を促進する。

また、令和6年10月1日から、自転車損害賠償責任保険等への加入が義務化されることに伴い、各種広報媒体を活用して、自転車利用者に対する周知及び自転車損害賠償責任保険等への加入を促進し、自転車の利用にかかる交通事故の被害者の保護を図る。

(5) 自転車の安全利用意識の高揚

学校、教育委員会等と連携し、児童・生徒に対する自転車安全教育を推進する。特に少年セーフティリーダーズを主体とした自主的な自転車安全利用指導を行うとともに、自転車指導警告票の情報を活用して、生徒の交通安全意識の高揚を図る。

(6) 自転車の安全利用促進のための広報等の実施

全国的に展開される「自転車月間」に併せ、市町、交通安全山口県対策協議会傘下の関係機関・団体と連携した広報・街頭キャンペーンを実施する。

○ 自転車月間 5月1日から5月31日まで

| | | | |
|--|---------------------------|-----------|---|
| 種目 | 1 交通安全思想の普及の徹底 | 実施 機 関 | 警察本部（交企・交指・高速） 教育庁（学安） 県環境生活部（県民） |
| 項目 | (3) 普及啓発活動の推進 | | |
| 細目 | エ 後部座席を含めたシートベルトの正しい着用の徹底 | | |
| <p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>県内では、後部座席のシートベルト着用率が、全国平均と比較して低いことから、着用効果及び非着用がもたらす危険性を周知し、全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底を図る。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(1) 広報啓発活動の推進</p> <p>関係機関・団体と連携し、全ての座席におけるシートベルト着用を徹底するため、シートベルトの正しい着用方法や着用の有無による致死率の違い等、シートベルト着用による被害軽減効果に関する広報啓発活動を推進する。</p> <p>(2) 着用促進のための指導の推進</p> <p>様々な媒体を用いた広報活動を推進し、バスやタクシーの乗客となる者を含め、全ての座席でのシートベルト着用を促す指導を行う。特に、高速道路等においてはシートベルトの非着用が乗員の車外放出に繋がり、重大な結果を招くおそれがあることから、交通指導取締り等のあらゆる活動を通じて全席シートベルト着用の徹底を図る。</p> | | | |

| | | | |
|--|---------------------|-----------|--|
| 種目 | 1 交通安全思想の普及の徹底 | 実施 機 関 | 警察本部（交企・交指・高速） 県環境生活部（県民） 教育庁（学安） 県健康福祉部（こども政策） 県総務部（学文） |
| 項目 | (3) 普及啓発活動の推進 | | |
| 細目 | オ チャイルドシートの正しい使用の徹底 | | |
| <p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>幼稚園・保育所・認定こども園・病院、販売店等と連携し、着用効果及び非着用がもたらす危険性を周知し、適切な使用方法についての広報啓発及び指導の徹底を図る。</p> | | | |

2 計画の内容

(1) 広報啓発活動の推進

関係機関・団体と連携し、チャイルドシート着用の有無による致死率の違い等の着用効果及び正しい着用方法に関する広報啓発活動を推進する。

また、6歳以上であっても、体格等の状況により、シートベルトを適切に着用させることができない子供にはチャイルドシートを使用させることが望ましいことについて広報啓発に努める。

(2) 使用促進のための指導の推進

幼稚園・保育所、各種病院等、幼児とその保護者が関連する施設と連携し、幼児を保護する用具という認識を深めるとともに、正しい使用方法及び使用効果についての指導を行う。

| | | | |
|-----|----------------|------------|------------------------|
| 種 目 | 1 交通安全思想の普及の徹底 | 実 施 機 関 | 警察本部（交企） 県環境生活部（県民） |
| 項 目 | (3) 普及啓発活動の推進 | | |
| 細 目 | カ 反射材用品等の普及促進 | | |

1 計画の実施方針及び重点施策

夜間における視認性を高め、歩行者及び自転車利用者の交通事故防止効果が期待できる反射材や自発光式ライト等の普及を図るため、反射材・ハイビーム活用促進の日（毎月9日）を中心として、反射材の直接貼付・着用の促進、前車や対向車がない場合は、ハイビームへのこまめな切り替え等について、各種広報媒体を活用した積極的な広報や、自発的着用を促すための参加・体験型の交通安全教育を実施する。

2 計画の内容

(1) 「反射材・ハイビーム活用促進の日」の周知

夜間、歩行中の交通事故を防止するため、県民に分かりやすいスローガン「9（く）っきり目立とう！9（く）らい道」を掲げ、反射材及びハイビームの活用を促す「反射材・ハイビーム活用促進の日」（毎月9日）を周知させる活動を推進する。

また、ハイビームの啓発に当たっては、他車を幻惑させる場合や、交通の妨げになる場合以外の活用を呼び掛けるほか、歩行者については、夜間の反射材や明るい色の服装の着用、自転車利用者については、ライトの点灯を呼び掛ける。

(2) セーフティ・ナイト・スクールの開催

関係機関・団体と連携し、反射材等の視認効果・使用方法等についての理解を深めるため、反射材の展示や参加・体験型の交通安全教育を推進するとともに、夜間の交通事故防止を図るため、道路横断時の危険性、運転者からの歩行者の見え方、反射材の種類とその効果を実感させる参加・体験・出前型の夜間講習会を開催する。

| | | | |
|-----|--------------------------------|------------|------------------------|
| 種 目 | 1 交通安全思想の普及の徹底 | 実 施 機 関 | 警察本部（交企） 県環境生活部（県民） |
| 項 目 | (3) 普及啓発活動の推進 | | |
| 細 目 | キ 飲酒運転根絶に向けた交通安全教育及び広報啓発活動等の推進 | | |

| | |
|-----|--|
| 1 | 計画の実施方針及び重点施策 飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態を周知するための交通安全教育や広報啓発活動を引き続き推進する。 |
| 2 | 計画の内容 |
| (1) | 広報啓発の推進 様々な広報媒体を活用して、飲酒運転の悪質性・危険性及び飲酒運転による交通事故実態や飲酒運転に関係する罰則等について周知徹底するほか、若年運転者層は他の年齢層と比較して飲酒運転における死亡事故率が高いなどの特性を有していることなどを踏まえ、若年運転者層を始め、対象に応じたきめ細かな広報啓発等を推進する。 |
| (2) | ハンドルキーパー運動の普及 交通ボランティアや安全運転管理者、酒類製造・販売業者、酒類提供飲食店、駐車場関係者等と連携して、ハンドルキーパー運動の普及に努める。 |
| (3) | 県民の規範意識の向上 地域、職域等における飲酒運転根絶の取組を更に強化し、「飲酒運転しない、させない」という県民の規範意識の向上を図る。 |
| (4) | 参加・体験型講習の実施 飲酒が運転等に与える影響について理解を深めるため、運転シミュレーターや飲酒体験ゴーグル等を活用した参加・体験型の交通安全教育を一層推進する。 |

| | | | |
|-----|--|----------|--|
| 種目 | 1 交通安全思想の普及の徹底 | 実施 機関 | 警察本部（交企） 県環境生活部（県民） |
| 項目 | (3) 普及啓発活動の推進 | | |
| 細目 | ク 効果的な広報の実施 | | |
| 1 | 計画の実施方針及び重点施策 月別の広報重点を設定し、効果的かつ重点的な広報啓発活動を実施する。 また、地域・職域等の実情に即した効果的かつ具体的な推進計画を策定し、その実効を図る。 | | |
| 2 | 計画の内容 | | |
| (1) | 月別広報重点の設定 | | |
| 月別 | 広 報 活 動 重 点 | 月別 | 広 報 活 動 重 点 |
| 4月 | 【新入学児童の交通事故防止】 ○ 春の全国交通安全運動に参加しましょう (4月6日～15日) | 10月 | 【薄暮時の交通事故防止】 ○ 明るい服装、早めのライト点灯に心掛けましょう |
| 5月 | 【春の行楽期の交通事故防止】 ○ 行楽期の交通事故防止に努めましょう ○ シートベルトとチャイルドシートを正しく着用しましょう ○ 自転車の安全利用に努めま | 11月 | 【高齢者の交通事故防止】 ○ 高齢者の交通事故防止県民運動に参加しましょう (11月9日～15日) ○ 踏切ではしっかりと安全確認をしましょう |

| | | | |
|----|--|-----|---|
| | しょう | | |
| 6月 | 【梅雨期の交通事故防止】 ○ 梅雨期の交通事故を防止しましょう | 12月 | 【年末の交通事故防止】 ○ 年末年始の交通安全県民運動に参加しましょう (12月10日～1月3日) ○ 飲酒運転を追放しましょう |
| 7月 | 【夏期の交通事故防止】 ○ 夏の交通安全県民運動に参加しましょう (7月11日～20日) ○ 車間距離を十分にとり、スピードを控え安全運転に努めましょう ○ 飲酒運転を追放しましょう | 1月 | 【年始の交通事故防止】 ○ 新年に無事故を誓いましょう |
| 8月 | 【二輪車の交通事故防止】 ○ 二輪車の安全な乗り方を身につけましょう | 2月 | 【冬期の交通事故防止】 ○ 冬道を安全に走りましょう |
| 9月 | 【秋期の交通事故防止】 ○ 秋の全国交通安全運動に参加しましょう (9月21日～30日) ○ 高齢者の交通事故を防止しましょう ○ 交差点事故を防止しましょう | 3月 | 【こどもと高齢者の交通事故防止】 ○ 高齢者の交通事故防止県民運動に参加しましょう (3月9日～15日) ○ 交通安全について家族みんなで話し合いましょう |

(2) 効果的な広報の実施

ア テレビ、ラジオ、新聞、インターネットやメールマガジン等のあらゆる広報媒体を活用し、交通事故実態や日常生活に密着した内容の広報を実施する。

イ 対象の年齢等に応じた交通安全講習用DVDや交通事故パネル等の視覚教材を活用した広報啓発活動を推進する。

| | | | |
|---|-----------------|--------------|------------------------|
| 種目 | 1 交通安全思想の普及の徹底 | 実施 機 関 | 警察本部（交企） 県環境生活部（県民） |
| 項目 | (3) 普及啓発活動の推進 | | |
| 細目 | ケ その他の普及啓発活動の推進 | | |
| 1 計画の実施方針及び重点施策 交通事故発生実態の情報提供を推進し、県民の交通安全意識の高揚を図る。 | | | |
| 2 計画の内容 | | | |

(1) 高齢運転者標識の普及啓発

運転適性検査機器を活用するなどして、加齢に伴う身体機能の変化の自覚と交通事故に及ぼす影響等を意識付け、高齢運転者標識の普及を図るとともに、同標識を取り付けた自動車への保護意識を高める活動を推進する。

(2) 悪質性・危険性の高い交通違反防止の普及啓発

夜間の重大事故の原因となっている最高速度違反、飲酒運転等による事故実態・危険性を広く県民に周知させる。

(3) 「反射材・ハイビーム活用促進県民運動」の推進

関係機関・団体と緊密に連携を図り、地域・職域等における夜間の「反射材着用の促進」と、先行車や対向車がないときにおけるハイビームへの上手な切り替えを周知するための広報啓発活動を展開し、広く県民に浸透するよう努める。

(4) 「おもてなし交通安全県民運動」の推進

県民一人一人が交通の状況や相手の立場を考えた「思いやり」と「譲り合い」の「おもてなしの心」を持って、あおり運転のない安心して快適に利用できる交通環境づくりを推進する。特に、来県される人々に対し、優しく親切な交通マナーで接することで山口県のイメージアップを図り、「交通安全県やまぐち」を目指す。

(5) 速度抑制対策の推進

事故直前の速度が速いと事故時の衝撃が大きくなり、事故致死率が高まることから、スピードダウン県民運動等の速度抑制対策を推進し、県内の平均速度を低下させる取組を行う。

(6) 運転中の携帯電話等の不使用の徹底

運転中に携帯電話等を使用することは重大な交通事故につながり得る極めて危険な行為であることから、関係機関・団体等と連携しながら、運転者等に対し、引き続き広報啓発を推進し、その不使用の徹底を図る。ただし、携帯電話使用等を禁止している規定は、自動運行装置を適切に使用中の運転者には適用されないことに留意する。

(7) 自動運行装置の理解促進

自動運行装置の機能や使用上の注意点の理解の促進を図るため、販売事業者等を通じた周知を含む広報啓発活動を推進する。

(8) 特定小型原動機付自転車等の新型モビリティに対する理解促進

特定小型原動機付自転車を始めとする低速・小型の電動モビリティの利用者の増加が予測され、交通事故・交通違反の増加が懸念されていることから、交通事故・交通違反の防止を図るため、販売事業者等を通じた広報啓発活動を推進する。

| | | | |
|----|--------------------------------|----------|------------------------|
| 種目 | 1 交通安全思想の普及の徹底 | 実施 機関 | 県環境生活部（県民） 警察本部（交企） |
| 項目 | (4) 民間団体等の主体的活動の推進 | | |
| 細目 | ア 民間団体への支援の充実 イ 交通ボランティアの養成 | | |

1 計画の実施方針及び重点施策

民間団体の主体的な活動を促進するため、連絡協議会を開催するなどして、交通安全に関す

る県民総ぐるみの交通安全活動を展開する。

さらに、交通指導員等の交通ボランティアに対しては、資質の向上に資する援助によりその主体的な活動等を図る。

また、交通ボランティア等の高齢化が進展する中、交通安全の取組を着実に次世代につなげていくよう幅広い年代の参画に努める。

2 計画の内容

(1) 交通安全協会等交通安全団体に対する協力支援

ア 一般財団法人山口県交通安全協会及び各地区交通安全協会等の交通関係団体と連携して、交通安全イベント、各種講習会を開催するほか、機関紙、広報チラシ等への資料提供を行い、広報啓発活動を推進する。

イ 山口県交通安全母の会が推進する子供、高齢者の交通安全思想の普及啓発活動に対する協力支援を行う。

(2) 山口県交通指導員等連絡協議会の活性化と交通指導員の育成

山口県交通指導員等連絡協議会の交通指導員等に対する講習会を開催し、交通指導能力の向上を図る。

(3) 地域交通安全活動推進委員による地域の交通問題解決活動の推進

公安委員会委嘱の地域交通安全活動推進委員の活動促進を図り、地域における交通問題の解決に努める。

(4) 職域における交通安全活動組織の活性化

ア ブロックごとに参加・体験型の飲酒運転防止出前型講習会を開催する。

イ 各地区のヤング交通安全活動組織による主体的な交通安全活動を推進する。

(5) シルバー交通指導員による高齢者交通安全活動の推進

警察署長と地区交通安全協会会長連名によりシルバー交通指導員を委嘱して、高齢者に対する交通安全指導を推進する。

(6) 交通安全・防犯講習会の実施

市町、交通関係機関・団体等が開催する交通安全に関する各種の研修会、講習会等に講師を派遣し、講演、指導助言を積極的に行い、交通安全活動への支援協力を行う。

(7) 事故情報の提供

県警察から情報提供された交通事故情報を日々各市町に配信するほか、市町単位の交通事故発生率、交通事故日報、交通死亡事故の特徴等を県ホームページに掲出し、各団体の活動を支援するための情報提供を行う。

| 種目 | 1 交通安全思想の普及の徹底 | 実施 機 関 | 県環境生活部（県民・環政） 警察本部（交企） |
|-----|---|--------------|---------------------------|
| 項目 | (5) 地域における交通安全活動への参加・協働の推進 | | |
| 1 | 計画の実施方針及び重点施策 交通安全は、県民の安全意識により支えられることから、県民参加型のイベントを開催する。 | | |
| 2 | 計画の内容 | | |
| (1) | 無事故・無違反コンテスト150の実施 | | |

関係機関・団体と連携し、無事故・無違反コンテスト実行委員会主催で行う「2024無事故・無違反コンテスト150」を実施し、住民参加の交通安全意識の高揚と安全運転の習慣化を促進する。

○ 実施期間 7月4日～11月30日

(2) エコドライブの推進

「山口県地球温暖化対策実行計画」に基づき、計画的な安全運転、やさしいアクセル操作、アイドリングストップ等を県民に呼び掛け、交通安全意識の高揚を図る。

| | | | |
|-----|---|------------|--|
| 種 目 | 2 道路交通環境の整備 | 実 施 機 関 | 警察本部（交規・交企・交指） |
| 項 目 | (1) 生活道路及び通学路等における歩行者優先の安全・安心な歩行空間の整備 | | 県土木建築部（建設・整備・都計） |
| 細 目 | ア 生活道路における交通安全対策の推進 イ 通学路等における交通安全の確保 ウ 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備 | | 中国地方整備局（山口河川国道） 教育庁（学安） 県総務部（学文） |

1 計画の実施方針及び重点施策

生活道路及び通学路等における歩行者優先の安全・安心な歩行空間を確保するため、公安委員会及び道路管理者等が連携し、生活道路、通学路等における歩道等の交通安全施設の整備や効果的な交通規制の実施等、きめ細かな事故防止対策を実施することにより、車両の速度抑制や、自動車、自転車、歩行者等の異種交通が分離された安全な道路交通環境の形成を推進する。

2 計画の内容

(1) 生活道路における交通安全対策の推進

科学的データや、地域の顕在化したニーズ等に基づき抽出した交通事故の多いエリアにおいて、公安委員会、道路管理者等が連携し、通過交通の排除や車両速度の抑制等のゾーン対策に取り組み、子供や高齢者等が安心して通行できる道路空間の確保を図る。

生活道路において、最高速度30キロメートル毎時の区域規制とハンプ等の物理的デバイスとの適切な組合せにより交通安全の向上を図ろうとする区域を「ゾーン30プラス」として設定し、人優先の安全・安心な通行空間の整備の更なる推進を図る。

その際、ゾーン30プラスを明示する法定外表示及び看板の設置のほか、信号機のない横断歩道とハンプを組み合わせたスムーズ横断歩道を始めとする物理的デバイス等の設置を促進する。また、車両速度の抑制、通過交通の排除に重点を置いた対策を実施するほか、道路標識・道路標示の高輝度化や横断歩道を強調するためのカラー舗装等を行い、見やすく分かりやすい道路標識・道路標示の整備を推進するとともに、路側帯の設置・拡幅等の安全対策を実施する。

さらに、外周幹線道路を中心として、信号機の改良、光ビーコン（光学式交通情報収集提供装置）・交通情報板等によるリアルタイムの交通情報提供等の交通円滑化対策を実施する。

このほか、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第

91号。以下「バリアフリー法」という。)に基づく生活関連経路を構成する道路を中心として、信号機の音響機能、高齢者等感応式押ボタン、経過時間表示機能付き歩行者用灯器、歩車分離式信号機、エスコートゾーン等の整備を推進する。

加えて、交通事故実態の分析結果や住民要望等を踏まえ、横断歩行者妨害や通行禁止違反等の悪質性、危険性・迷惑性の高い違反に重点を置いた街頭活動を強化するほか、道路幅員が狭くガードレール等もない生活道路において可搬式速度違反自動取締装置を活用した効果的な速度取締りを行うなど、歩行者保護の観点に立った交通指導取締りを推進する。

(2) 通学路等における交通安全の確保

通学路等における交通安全の確保を図るための緊急対策として実施した合同点検により抽出された対策必要箇所について、速度規制や登下校時間帯に限った通行禁止規制等によるソフト面での対策に加え、信号機、横断歩道等の交通安全施設の整備等によるハード面での対策を適切に組み合わせるなど、地域の実情に対応した効果的な対策を検討し、可能なものから速やかに実施するとともに、各市町が定めた「通学路交通安全プログラム」に基づく定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等の取組についても継続して推進する。

また、保育所や幼稚園、小学校、児童館等に通う幼児・児童や中学校、高等学校に通う生徒の通行の安全を確保するため、通学路等の歩道整備等を積極的に推進するとともに、ハンブ・狭さく等の設置、路肩のカラー舗装、防護柵・ライジングボラード等の設置、自転車道・自転車専用通行帯・自転車の通行位置を示した道路の整備等を推進する。

このほか、押ボタン式信号機等の交通環境の変化により必要性が低下した信号機の廃止を検討するなど、スクラップアンドビルドの構想で整備等を推進する。

加えて、原動機を用いる大型の小児用の車の警察署長に係る確認制度を適切に運用する。

なお、「登下校防犯プラン」に基づき、通学路の防犯の観点による通学路の合同点検が行われていることから、関係機関（道路管理者、教育委員会、小・中学校、県警察等）との連携を図りながら、危険箇所に関する情報共有を図る。

(3) 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備

高齢者や障害者等を始め、全ての人が安心・安全に移動できる環境を整備するため、平坦性が確保された幅の広い歩道等の整備を積極的に推進する。

また、歩道の段差・傾斜・勾配の改善、信号機の音響機能追加や歩車分離式信号機等の信号機のバリアフリーへの対応、エスコートゾーン、昇降装置付立体横断施設、自転車駐車場、障害者用の駐車ます等を有する自動車駐車場等の整備を推進する。

併せて、高齢者、障害者等の通行の安全と円滑を図るとともに、高齢運転者の増加に対応するため、信号灯器のLED化、道路標識の高輝度化等を推進する。

特に、バリアフリー法に基づき重点整備地区に定められた駅の周辺地区等においては、誰もが歩きやすい幅の広い歩道やバリアフリー対応型信号機等を連続的・面的に整備し、ネットワーク化を図るほか、視覚障害者誘導用ブロック等により公共施設の位置や施設までの経路等を適切に案内する。

また、バリアフリー法にいう生活関連経路を構成する道路を中心として、音響により信号表示の状況を知らせる音響式信号機、信号表示面に青時間までの待ち時間及び青時間の残り時間を表示する経過時間表示機能付き歩行者用灯器、歩行者等と自動車が通行する時間を分離して交通事故を防止する歩車分離式信号等の整備を推進する。

| | | | |
|--|--------------------------------|------------|---|
| 種 目 | 2 道路交通環境の整備 | 実 施 機 関 | 警察本部（高速・交規・交企） 県土木建築部（建設・整備・都計） 中国地方整備局（山口河川国道） 西日本高速道路（株） |
| 項 目 | (2) 高規格道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化 | | |
| <p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>高規格道路（高規格幹線道路、地域高規格道路等の規格の高い道路）から生活道路に至る道路ネットワークを体系的に整備し、道路の適切な機能分化を推進する。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>高規格道路から居住地域内の生活道路に至る道路ネットワークの体系的な整備を進める。</p> <p>また、一般道路に比べて安全性が高い高規格道路の整備や利用促進を図るとともに、通過交通の排除と交通の効果的分散のためのバイパス、環状道路の整備を推進する。</p> <p>さらに、居住地域内の生活道路においては、車両速度の抑制や通過交通の排除により、人優先とする道路交通環境の形成を推進する。</p> | | | |

| | | | |
|--|--|------------|--|
| 種 目 | 2 道路交通環境の整備 | 実 施 機 関 | 中国地方整備局（山口河川国道）ア、イ 警察本部（交規）ウ 警察本部（交企）エ 県土木建築部（建設）オ 警察本部（交指） 県土木建築部（整備・都計） 県環境生活部（県民） 西日本高速道路（株） |
| 項 目 | (3) 幹線道路における交通安全対策の推進 | | |
| 細 目 | ア 事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）の推進 イ 事故危険箇所対策の推進 ウ 幹線道路における交通規制 エ 重大事故の再発防止 オ 適切に機能分担された道路網の整備 | | |
| <p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>幹線道路における交通安全については、事故危険箇所を含め死傷事故率の高い区間や、地域の交通安全の実績を踏まえた区間を優先的に選定し、対策立案段階では、これまでに蓄積してきた対策効果データにより対策の有効性を確認した上で今後の対策に反映する「成果を上げるマネジメント」を推進するとともに、急ブレーキデータ等のビックデータを活用した潜在的危険箇所の対策等、きめ細かく効率的な事故対策を推進する。</p> <p>また、高規格道路から生活道路に至るネットワークによって適切に機能が分担されるよう道路の体系的整備を推進するとともに、他の交通機関との連携強化を図る道路整備を推進する。</p> <p>さらに、一般道路に比べて安全性が高い高規格道路の利用促進を図る。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(1) 事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）の推進</p> <p>ア 交通安全に資する道路整備事業の実施に当たって、効果を科学的に検証しつつ、マネジメ</p> | | | |

ントサイクルを適用することにより、効率的・効果的な実施に努め、少ない予算で最大の効果を獲得できるよう、「事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）」を推進する。

イ 全国の国道における死傷事故は特定の区間に集中していることを踏まえ、死傷事故率の高い区間や地域の交通安全の実情を反映した区間等、事故の危険性が高い特定の区間を第三者の意見を参考にしながら選定する。

ウ 地域住民に対し、事故危険区間であることの注意喚起を行うとともに、事故データにより、卓越した事故類型や支配的な事故要因等を明らかにした上で、今後蓄積していく対策効果データを活用しつつ、事故要因に即した効果の高い対策を立案・実施する。

エ 対策完了後は、対策の効果を分析・評価し、必要に応じて追加対策を行うなど、評価結果を今後の新たな対策の検討に活用する。

(2) 事故危険箇所対策の推進

特に事故の発生割合の大きい幹線道路の区間や、ビッグデータを活用し潜在的な危険区間等を事故危険箇所として指定し、公安委員会と道路管理者が連携して集中的な事故抑止対策を実施する。事故危険箇所においては、信号機の改良、歩車分離式信号機の運用、道路標識の高輝度化、歩道等の整備、交差点改良、視距の改良、付加車線の整備、区画線の整備、道路照明・視線誘導標の設置等の対策を推進する。

(3) 幹線道路における交通規制

ア 幹線道路における交通の安全と円滑化を図るため、道路の構造、交通安全施設の整備状況、道路交通実態等を勘案しつつ、速度規制及び追越しのための右側部分はみ出し通行禁止規制等について見直しを行い、その適正化を図る。

イ 高速自動車国道等においては、交通流の変動、道路構造の改良状況、交通安全施設の整備状況、交通事故の発生状況等を総合的に勘案して、交通実態に即した交通規制となるよう見直しを推進する。

ウ 交通事故多発区間においては、必要な安全対策を推進するとともに、交通事故、天候不良等の交通障害が発生した場合には、臨時の交通規制を迅速かつ的確に実施し、二次事故の防止を図る。

(4) 重大事故の再発防止

社会的に大きな影響を与える重大事故が発生した際には、速やかに事故発生の要因について調査するとともに、事故要因に即した所要の対策を早急に講ずることにより、当該事故と同様な事故の再発防止を図る。

(5) 適切に機能分担された道路網の整備

ア 高規格道路から生活道路に至るネットワークを体系的に整備するとともに、歩道や自転車道等の整備を積極的に推進し、歩行者、自転車、自動車等の異種交通の分離を図る。

イ 一般道路に比較して安全性が高い高規格道路の整備やインターチェンジの増設等により、それらを利用しやすい環境を整備し、より多くの交通量を分担させることによって道路ネットワーク全体の安全性を向上させる。

ウ 通過交通の排除と交通の効果的な分散により、都市部における道路の著しい混雑、交通事故の多発等の防止を図るため、バイパス及び環状道路等の整備を推進する。

エ 幹線道路で囲まれた居住地域内や歩行者等の通行の多い商業地域内等においては、通過交通をできる限り幹線道路に転換させるなど道路機能の分化により、生活環境を向上させるた

め、補助的な幹線道路、区画道路、歩行者専用道路等の系統的な整備を行うとともに、公安委員会により実施される交通規制及び交通管制との連携を強化する。

オ 県民のニーズに応じた効率的な輸送体系を確立し、道路混雑の解消等円滑な交通流が確保された良好な交通環境を形成するため、道路交通、鉄道、海運、航空等複数の交通機関の連携を図るマルチモーダル施策を推進し、鉄道駅等の交通結節点、空港、港湾の交通拠点へのアクセス道路の整備等を実施する。

| | | | |
|--|-------------------------|-----------|---|
| 種目 | 2 道路交通環境の整備 | 実施 機 関 | 西日本高速道路（株） 警察本部（高速・交規） 県土木建築部（建設・整備・都計） |
| 項目 | (3) 幹線道路における交通安全対策の推進 | | |
| 細目 | カ 高速自動車国道等における事故防止対策の推進 | | |
| <p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>高速道路において事故が多発する雨天時や夜間における事故、道路構造上往復に分離されていない非分離区間の対向車線飛び出しによる重大事故、逆走車両による第三者巻き込み事故等の交通事故抑止対策を推進するため、引き続き多角的な事故分析を徹底するほか各種関連情報の収集を行う。また、交通事故分析に基づいた効果的で重点的な交通事故防止対策を関係機関・団体と連携して推進し、安全・安心な高速道路を目指す。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(1) 交通事故の発生を抑止するため、事故分析に基づき、事故多発箇所を中心とした速度抑制及び漫然運転への注意喚起等のほか、逆走防止のための効果的な対策等を引き続き検討する。</p> <p>(2) 安全で快適な自動車走行に資するより良い走行環境の確保を図るため、事故や故障による停車車両の早期撤去や路上落下物の早期排除等を推進する。</p> <p>(3) 早朝・夜間に多発する貨物自動車に関係する重大事故を防止するため、関係機関等への働き掛けを実施するとともに、計画的で無理のない車両運行の広報活動を推進する。</p> <p>(4) 高速道路の安全・円滑利用を図るため、インターネットのほか各種媒体を活用して道路交通情報の提供を行い、高速道路利用者の利便性の向上を図るとともに繁忙期における渋滞軽減対策を推進する。</p> <p>(5) 渋滞発生時における最後尾車両への追突事故を防止するため、交通情報板の表示内容を高速道路利用者に理解しやすい内容とする。</p> | | | |

| | | | |
|---|--------------------------------------|-----------|---|
| 種目 | 2 道路交通環境の整備 | 実施 機 関 | 県土木建築部（建設・整備・都計） 警察本部（交規） 中国地方整備局（山口河川国道） |
| 項目 | (3) 幹線道路における交通安全対策の推進 | | |
| 細目 | キ 道路の改築等による交通事故対策の推進 ク 交通安全施設の高度化 | | |
| <p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>交通事故の多発等を防止し、安全かつ円滑・快適な交通を確保するため、道路の改築等によ</p> | | | |

る交通事故防止対策を推進する。

2 計画の内容

(1) 道路の改築等による交通事故対策の推進

歩道等を設置するための既存道路の拡幅、幹線道路の整備と併せた生活道路におけるハンパや狭さくの設置等によるエリア内への通過車両の抑制対策、自転車等の通行を歩行者や車両と分離するための自転車道、自転車専用通行帯及び自転車等の通行位置を明示した歩行者道路の整備等の道路交通の安全に寄与する道路の改築事業を推進する。

交通事故の防止と交通渋滞の解消を図るため、交差点のコンパクト化や右左折車線の設置・延伸、立体交差化を推進する。

また、進入速度の低下等による交通事故の防止や被害の軽減、信号機が不要になることによる待ち時間の減少等の効果が見込まれる環状交差点（ラウンドアバウト）について、周辺の土地利用状況等を勘案し、適切な箇所への導入を推進する。

歩行者や自転車等利用者の安全で快適な通行空間を確保するため、これら道路利用者の交通量や通行の状況に即した道路空間の再配分を推進する。

(2) 交通安全施設の高度化

交通実態等に応じて、複数の信号機を面的・線的に連動させる集中制御化・プログラム多段系統化等の信号制御の改良を推進するとともに、疑似点灯防止による視認性の向上に資する信号灯器のLED化を推進する。

また、道路の構造、交通実態等に応じた交通の安全を確保するために、道路標識の高輝度化、高機能舗装、高視認性区画線の整備等を推進するほか、交通事故発生地点を容易に把握し、速やかな事故処理及び的確な事故調査が行えるよう交差点名標識等を整備する。

| | | | |
|-----|--|---------|--|
| 種 目 | 2 道路交通環境の整備 | 実 施 機 関 | 警察本部（交規）ア、ウ、オ、カ、キ 県土木建築部（建設）イ、エ 県土木建築部（整備・都計） 中国地方整備局（山口河川国道） 警察本部（交企） 県環境生活部（県民） |
| 項 目 | (4) 交通安全施設等の整備事業の推進 | | |
| 細 目 | ア 交通安全施設等の戦略的維持管理 | | |
| | イ 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進 | | |
| | ウ 幹線道路対策の推進 | | |
| | エ 交通円滑化対策の推進 | | |
| | オ ITS（高度道路交通システム）の推進による安全で快適な道路交通環境の実現 | | |
| | カ 道路交通環境整備への住民参加の促進 | | |
| | キ 連絡協議会等の活用 | | |

1 計画の実施方針及び重点施策

令和3年度から令和7年度までを計画期間とする社会資本整備重点計画（令和3年5月28日閣議決定）に即して、公安委員会及び道路管理者が連携し、事故実態の調査・分析を行いつつ、以下の計画により重点的、効果的かつ効率的に交通安全施設等整備事業を推進することにより、道路交通環境を改善し、交通事故の防止と交通の円滑化を図る。

2 計画の内容

(1) 交通安全施設等の戦略的維持管理

公安委員会では、整備後長期間が経過した交通安全施設等の老朽化対策が課題となっていることから、「山口県公共施設等マネジメント基本方針」（令和4年3月改訂）等に即して、中長期的な視点に立った交通安全施設の更新、長寿命化、ライフサイクルコストの削減等を推進する。特に、横断歩行者優先の前提となる横断歩道の道路標識・道路標示が破損、滅失、退色、摩耗等の理由によりその効用が損なわれないよう効率的かつ適切な管理を行う。

(2) 歩行者・自転車等対策及び生活道路対策の推進

生活道路において人優先の考えのもと、「ゾーン30プラス」等の車両速度の抑制、通過交通の抑制・排除等の面的かつ総合的な交通事故対策を推進するとともに、歩行空間のバリアフリー化及び通学路や未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路における安心・安全な歩行空間の確保を図る。また、自転車等利用環境の整備、安全上課題のある踏切の対策等による歩行者・自転車等の安全な通行空間の確保を図る。

(3) 幹線道路対策の推進

幹線道路では交通事故が特定の区間に集中して発生していることから、事故危険箇所等の事故の発生割合の大きい区間において重点的な交通事故対策を実施する。この際、事故データの客観的な分析による事故原因の検証に基づき、信号機の改良、交差点改良等の対策を実施する。

(4) 交通円滑化対策の推進

交通安全に資するため、信号機の改良、交差点の立体化、踏切除却等を推進するほか、駐車対策を実施することにより、交通容量の拡大を図り、交通の円滑化を推進するとともに、自動車からの二酸化炭素排出の抑止を推進する。

(5) ITS（高度道路交通システム）の推進による安全で快適な道路交通環境の実現

交通情報の収集・分析・提供や交通状況に即応した信号制御、その他道路における交通規制を広域的かつ総合的に行うため、交通管制システムの充実・改良を図る。具体的には、複数の信号機を面的・線的に連動させる集中制御化・プログラム多段系統化等の信号制御の改良を図るほか、最先端の情報通信技術等を用いて、交通管制センターの改良や自動運転技術の実用化に資する交通環境の構築等により新交通管理システム（UTMS）を推進するとともに、情報収集・提供環境の拡充等により、道路交通情報提供の充実等を推進し、安全で快適な道路交通環境の実現を図る。

(6) 道路交通環境整備への住民参加の促進

地域住民や道路利用者の主体的な参加の下に交通安全施設等の点検を積極的に推進するとともに、道路標識・道路標示や交通規制、信号機に関する意見・要望等を受ける「標識BOX」、「信号機BOX」等の意見箱を活用して、道路利用者等が日常から抱えている意見を道路交通環境の整備に反映する。

(7) 連絡協議会等の活用

警察と道路管理者が設置している「山口県道路交通環境安全推進連絡会議」やそのもとに設置されている「アドバイザー会議」を活用し、学識経験者のアドバイスを受けつつ、施策の企画、評価、進行管理等に関して協議を行い、的確かつ着実に安全な道路交通環境の実現を図る。

| | | | |
|---|---------------------|------------|---------------------------------|
| 種 目 | 2 道路交通環境の整備 | 実 施 機 関 | 観光スポーツ文化部（交政） |
| 項 目 | (5) 高齢者等の移動手段の確保・充実 | | 中国運輸局山口運輸支局 県土木建築部（建設・整備・都計） |
| <p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>高齢者を始めとする地域住民の移動手段の確保に向け、地方公共団体が中心となり地域公共交通のマスタープラン（地域公共交通計画）を策定した上で、公共交通のサービスについて改善を図るとともに、地域の輸送資源の総動員による持続可能な移動手段の確保・充実を図る取組を推進する。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(1) 高齢者等の事故防止や移動手段の確保等に資する地域の自動運転サービスの社会実装に向けて、自動運転移動サービスの実現、自動運転サービスの全国展開に向けた事業モデルの構築、技術開発・実証実験、ガイドラインの策定等の取組を推進するほか、自動運転を活用したまちづくり・地域づくりを目指す自治体の取組を支援する。</p> <p>(2) 公共交通等による移動の利便性を向上させる新たなモビリティサービスであるM a a S（モビリティ・アズ・ア・サービス：様々な形の交通サービスを需要に応じて利用できる一つの移動サービスに統合すること）について、地域課題の解決に資するM a a Sのモデル構築やM a a Sの普及に必要な基盤づくりへの支援、コロナ禍や社会経済情勢の変化により変容した利用者の新たなニーズに対応した取組を推進し、高齢者を始めとする地域住民の移動手段の確保・充実を図る。</p> | | | |

| | | | |
|---|-------------------------|------------|-----------------------------|
| 種 目 | 2 道路交通環境の整備 | 実 施 機 関 | 県土木建築部（建設・整備） |
| 項 目 | (6) 歩行空間のユニバーサルデザイン化の推進 | | 警察本部（交規） 中国地方整備局（山口河川国道） |
| <p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>高齢者や障害者等を含め全ての人が安心・安全に参加し活動できる社会を実現するため、駅、公共施設、福祉施設、病院等を結ぶ歩行空間の連続的・面的なユニバーサルデザイン化を積極的に推進する。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>平坦性が確保された幅の広い歩道等の整備や視覚障害者誘導用ブロックの設置、歩道の段差・傾斜・勾配の改善、無電柱化、信号制御による歩車分離化、エスコートゾーン、昇降装置付き立体横断施設、自転車駐車場、障害者用駐車ます等を有する自動車駐車場等の整備、信号機のLED化、道路標識の高輝度化等を推進する。</p> | | | |

| | | | |
|--|-------------|------------|---------------------------------|
| 種 目 | 2 道路交通環境の整備 | 実 施 機 関 | 県土木建築部（整備・都計） |
| 項 目 | (7) 無電柱化の推進 | | 中国地方整備局（山口河川 国道） 警察本部（交規） |
| <p>1 計画の実施方針及び重点施策 災害の防止や安全かつ円滑な交通の確保はもとより、良好な景観の形成等の観点から、無電柱化の一層の推進を図る。</p> <p>2 計画の内容 無電柱化の推進に関する法律（平成 28 年法律第 112 号）に基づく無電柱化推進計画を策定して事業を推進する。 また、緊急輸送道路を対象に新設電柱の占用を禁止し、無電柱化を推進する。</p> | | | |

| | | | |
|--|-----------------|------------|----------|
| 種 目 | 2 道路交通環境の整備 | 実 施 機 関 | 警察本部（交規） |
| 項 目 | (8) 効果的な交通規制の推進 | | |
| <p>1 計画の実施方針及び重点施策 地域の交通実態等を踏まえ、交通規制や交通管制の内容について常に点検・見直しを図るとともに、交通事情の変化を的確に把握してソフト・ハード両面での総合的な対策を実施することにより、安全で快適な交通流の維持を図る。</p> <p>2 計画の内容 速度規制については、最高速度規制が交通実態に合った合理的なものとなっているかどうかの観点から、点検・見直しを進めることに加え、一般道路では、実勢速度、交通事故発生状況等を勘案しつつ、規制速度の引上げ、規制理由の周知措置等を計画的に推進するとともに、生活道路においては、速度抑制対策を積極的に推進する。 また、駐車規制については、必要やむを得ない駐車需要への対応が十分でない場所を中心に、地域住民や貨物運送事業者等の意見要望を十分に踏まえた上で、道路環境、交通量、駐車需要等に即応したきめ細かな駐車規制を推進する。 このほか、信号制御については、歩行者、自転車の視点で、信号をより守りやすくするために、横断実態等を踏まえ、歩行者の待ち時間の長い押ボタン式信号機の改善を行うなど、信号表示の調整等の運用改善を推進する。 さらに、公安委員会が行う交通規制の情報については、データベース化を推進し、効果的な交通規制を行う。</p> | | | |

| | | | |
|-----|--------------------------------------|------------|---|
| 種 目 | 2 道路交通環境の整備 | 実 施 機 関 | 県土木建築部（建設・整備・都計） 中国地方整備局（山口河川 国道） 警察本部（交規） |
| 項 目 | (9) 自転車利用環境の総合的整備 | | |
| 細 目 | ア 安全で快適な自転車利用環境の整備 イ 自転車等の駐車対策の推進 | | |

1 計画の実施方針及び重点施策

クリーンかつエネルギー効率の高い持続可能な都市内交通体系の実現に向け、自転車の役割と位置付けを明確にしつつ、交通状況に応じて、歩行者・自転車・自動車の適切な分離を図り、歩行者と自転車の事故等への対策を講じるなど、安全で快適な自転車利用環境を創出する。

また、自転車等の駐車需要の多い地域を中心に、利用のされ方に応じた路外・路上の自転車駐車場等の整備を推進する。

2 計画の内容

(1) 安全で快適な自転車通行環境の整備

「やまぐち自転車活用推進計画」に基づき、歩行者と自転車が分離された自転車通行空間の整備等により、安全で快適な自転車利用環境の創出に関する取組を推進する。

また、自転車通行の安全性を向上させるため、自転車と自動車を混在させる区間では、周辺の交通実態等を踏まえ、必要に応じて、駐車禁止又は駐停車禁止の規制を実施する。

さらに、自転車の交通ルールや交通マナーの啓発を推進する。

(2) 自転車等の駐車対策の推進

鉄道の駅周辺等における放置自転車等の解消を図るため、市町や道路管理者、警察、鉄道事業者等が連携し、放置自転車等の整理・撤去等を図る。

特に、バリアフリー法に基づき、市町が定める重点整備地区内における生活関連経路を構成する道路においては、高齢者、障害者等が円滑に移動できるよう、自転車等の違法駐車に対する指導取締りの強化や啓発活動のほか、自転車駐車場等の整備を重点的に推進する。

| | | | |
|-----|---------------------------|------------|---------------------|
| 種 目 | 2 道路交通環境の整備 | 実 施 機 関 | 県土木建築部（整備） ア |
| 項 目 | (10) I T S（高度道路交通システム）の活用 | | 警察本部（交規） イ、ウ |
| 細 目 | ア 道路交通情報通信システムの整備 | | 警察本部（高速） |
| | イ 新交通管理システムの推進 | | 中国地方整備局（山口河川 国道） |
| | ウ 交通事故防止のための運転支援システムの推進 | | 中国総合通信局 |

1 計画の実施方針及び重点施策

道路交通の安全性、輸送効率及び快適性の向上を実現するとともに、渋滞の軽減等の交通の円滑化を通じて環境保全に寄与することを目的に、最先端の情報通信技術等を用いて、人と道路と車両とを一体のシステムとして構築する新しい道路交通システムである I T S（高度道路交通システム）を引き続き推進する。

2 計画の内容

(1) 道路交通情報通信システムの整備

安全で円滑な道路交通を確保するため、リアルタイムな渋滞情報、所要時間、規制情報等の道路交通情報を提供する道路交通情報システム（V I C S）の整備・拡充を推進するとともに、高精度な情報提供の充実及び対応車載機の普及を図る。

また、詳細な道路交通情報の収集・提供のため、光ビーコンや、いままでの E T C の高速道路利用料金収受だけではなく、渋滞回避や安全運転支援といった、ドライバーに有益な情報を提供する E T C 2. 0 等のインフラの整備を推進する。

(2) 新交通管理システムの推進

最先端の情報通信技術等を用いて交通管理の最適化を図るため、光ビーコンの機能を活用してUTMS（新交通管理システム）の整備を行うことによりITS（高度道路交通システム）を推進し、安全・円滑かつ快適で環境負荷の低い交通社会の実現を目指す。

(3) 交通事故防止のための運転支援システムの推進

運転者に信号交差点への到着時における信号灯火等に関する情報を事前に提供することにより、ゆとりある運転を促す信号情報活用運転支援システムを始めとするUTMSを整備し、ITS（高度道路交通システム）を推進する。

| | | | |
|--|-------------------------|--------------|-------------|
| 種目 | 2 道路交通環境の整備 | 実施 機 関 | 中国運輸局山口運輸支局 |
| 項目 | (10) ITS（高度道路交通システム）の活用 | | |
| 細目 | エ ETC2.0の展開 | | |
| <p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>全国の高速道路上を中心に設置されたETC2.0路側機を活用し、渋滞回避支援や安全運転支援等の情報提供の高度化を図り、交通の円滑化と安全に向けた整備・拡充を推進する。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>収集した速度や利用経路、急ブレーキのデータなど、多種多様できめ細かいビッグデータを活用して、ピンポイント渋滞対策や交通事故対策、生産性の高い賢い物流管理など、道路ネットワークの機能を最大限に発揮する取組を推進していく。</p> | | | |

| | | | |
|---|-------------------------|--------------|-------------------------|
| 種目 | 2 道路交通環境の整備 | 実施 機 関 | 中国運輸局山口運輸支局 警察本部（交規） |
| 項目 | (10) ITS（高度道路交通システム）の活用 | | |
| 細目 | オ 道路運送事業に係る高度情報化の推進 | | |
| <p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>国民生活に不可欠なサービスを提供している道路運送事業の高度情報化により、サービスの高度化、安全性の向上、環境負荷の低減を図る。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>バス・タクシーの利用促進に資するITS技術を活用したバスロケーションシステム・配車アプリの導入を推進する。</p> | | | |

| | | | |
|----|--------------------------------|--------------|---|
| 種目 | 2 道路交通環境の整備 | 実施 機 関 | 県観光スポーツ文化部（交政） 中国運輸局山口運輸支局 県土木建築部（建設・整備・都計） 県環境生活部（県民） 警察本部（交規） |
| 項目 | (11) 交通需要マネジメントの推進 | | |
| 細目 | ア 公共交通機関利用の促進 イ 貨物自動車利用の効率化 | | |

1 計画の実施方針及び重点施策

移動における公共交通機関の優位性の確立、移動の円滑化、公共交通利用への転換、効率的な自動車利用等の実現に向けた施策を推進し、道路交通渋滞の緩和による道路交通の円滑化を図る。

2 計画の内容

(1) 公共交通機関の優位性の確立

交通混雑が著しい道路におけるバス専用・優先レーンの設定や信号制御等により交通の円滑化を確保するための交通管制システムの整備、パークアンドライドやサイクルアンドライドに必要な駐車場・駐輪場の確保、コミュニティバス・乗合タクシーの導入等を促進する。

(2) 新たな地域交通モデルの構築

新たなモビリティサービスについて、地域課題の解決に資する地域交通モデルの構築に取り組み、地域や観光地の移動手段の確保・充実や公共交通機関の維持・活性化等を進める。

(3) 移動の円滑化

鉄道とバスとの接続機能の強化、駅施設やバス車両等のバリアフリー化、鉄道駅・バス停までのアクセス確保のためのパークアンドライド駐車場、自転車道、自動車専用通行帯、自転車の通行位置を示した道路、駅前広場等の整備を促進する。

(4) 公共交通利用への転換

モビリティマネジメントの実施等を促進する。

| | | | |
|-----|---|------------|--|
| 種 目 | 2 道路交通環境の整備 | 実 施 機 関 | 県土木建築部（整備）ア 警察本部（交規）イ、ウ、 エ 県土木建築部（建設） 中国地方整備局（山口河川 国道） 県総務部（防災） 下関地方气象台 |
| 項 目 | (12) 災害に備えた道路交通環境の整備 | | |
| 細 目 | ア 災害に備えた道路の整備 イ 災害に強い交通安全施設等の整備 ウ 災害発生時における交通規制 エ 災害発生時における情報提供の充実 | | |

1 計画の実施方針及び重点施策

地震、豪雨、豪雪、津波等の災害が発生した場合においても、生活を支える安全で安心な道路交通を確保する。

また、災害発生時、安全で円滑な道路交通を確保するため、交通安全施設の整備を推進するとともに、交通規制を迅速かつ効果的に実施するための道路災害の監視システムの導入や交通規制資機材の整備を推進する。

さらに、災害発生時においても、道路の被災状況や交通状況等の道路交通情報を迅速かつ的確に収集・分析し、リアルタイムな情報を積極的に提供する。

2 計画の内容

(1) 災害に備えた道路の整備

地震発生時の応急活動を迅速かつ安全に実施できる信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震対策を推進する。

また、豪雨・豪雪時等においても、安全・安心で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、道路斜面等の防災対策を進めるとともに、災害時の迂回路や避難路の災害のおそれのある区間を回避・代替する道路の整備を推進する。

津波に対しては、人的被害を最小化するため、道路利用者への早期情報提供や迅速な避難を行うための避難路の整備のほか、津波被害発生時においても緊急輸送道路を確保するため、津波浸水域を回避する高規格道路の整備を推進する。

さらに、地震・津波等の災害発生時に、避難場所等となる「道の駅」について防災拠点としての活用を推進する。

加えて、ミッシングリンクの解消や一般道の防災課題解消等を推進し、災害に強い道路ネットワークを構築する。

(2) 災害に強い交通安全施設等の整備

地震、豪雨・豪雪、津波等の災害が発生した場合においても安全で円滑な道路交通を確保するため、交通管制センター、交通監視カメラ、車両感知器、交通情報板等の交通安全施設の整備を推進するとともに、通行止め等の交通規制を迅速かつ効果的に実施するための道路災害の監視システムの導入や交通規制資機材の整備を推進する。併せて、災害発生時の停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備や老朽化した信号機、道路標識・道路標示等の計画的な更新のほか、信号機に頼らない環状交差点（ラウンドアバウト）の導入を推進する。

(3) 災害発生時における交通規制

災害発生時における被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、被害状況を把握した上で、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づく通行禁止等の必要な交通規制を迅速かつ的確に実施する。

(4) 災害発生時における情報提供の充実

災害発生時において、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・分析・提供し、復旧や緊急交通路、緊急輸送道路等の確保及び道路利用者等に対する道路交通情報の提供等に資するため、地震計、交通監視カメラ、車両感知器、道路交通情報提供装置、道路管理情報システム等の整備を推進するとともに、インターネット等を活用した道路・交通に関する災害情報等の提供を推進する。

また、災害発生時には、警察や道路管理者が保有するプローブ（自動車走行履歴）情報や民間事業者が保有するプローブ情報から運行実績情報を生成し提供することで、リアルタイムのプローブ情報を活用しつつ、災害時における交通情報の提供を推進する。

| | | | |
|--|------------------|--------------|-------------|
| 種目 | 2 道路交通環境の整備 | 実施 機 関 | 警察本部（交規・交指） |
| 項目 | (13) 総合的な駐車対策の推進 | | |
| 細目 | ア きめ細かな駐車規制の推進 | | |
| 1 計画の実施方針及び重点施策 | | | |
| <p>道路交通の安全と円滑化を図り、都市機能の維持及び増進に寄与するため、交通の状況や地域の特性に応じた総合的な駐車対策を推進する。</p> | | | |

2 計画の内容

地域住民や貨物運送事業者等の意見・要望等を十分に踏まえつつ、駐車規制の点検・見直しを実施するとともに、物流の必要性や自動二輪車の駐車需要等にも配慮し、地域の交通実態等に応じた交通規制の緩和を行うなど、きめ細かな駐車規制を推進する。

| | | | |
|--|------------------|------------|-------------------------|
| 種 目 | 2 道路交通環境の整備 | 実 施 機 関 | 警察本部（交指） 中国運輸局山口運輸支局 |
| 項 目 | (13) 総合的な駐車対策の推進 | | |
| 細 目 | イ 違法駐車対策の推進 | | |
| <p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>違法駐車取締りに関しては、地域の駐車実態や住民の意見・要望等を反映した取締り活動ガイドラインに基づき、悪質性・危険性・迷惑性の高い違反に重点を置いた取締りを推進するとともに、放置違反金制度による使用者責任の追及に努め、地域の駐車秩序の確立を図る。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(1) 取締り活動ガイドラインによる取締りと見直し</p> <p>取締り活動ガイドラインに基づいて、駐車監視員による放置車両の確認や駐車違反の取締りを推進するほか、定期的に取り締り活動ガイドラインの見直しを行い、違法駐車実態を反映したものとなるよう努める。</p> <p>(2) 使用者責任の追及</p> <p>運転者の責任を追及できない放置車両については、当該車両の使用者に対する放置違反金納付命令を行うほか、繰り返し放置違反金納付命令を受けた車両の使用者に対しては、車両使用制限命令による使用者責任を追及する。</p> <p>(3) 車検拒否制度</p> <p>車検（継続検査又は構造等変更検査）の際に放置違反金の未納により車検拒否を受けた者に対しては、適切に説明・対応するよう努め、違法駐車抑止効果が発揮されるよう努める。</p> <p>(4) 広報活動</p> <p>取締り活動ガイドラインの公表や、放置違反金制度及び放置違反金のキャッシュレス決済による納付方法の周知など、あらゆる媒体を活用した広報活動を積極的に推進する。</p> | | | |

| | | | |
|--|------------------|------------|------------------|
| 種 目 | 2 道路交通環境の整備 | 実 施 機 関 | 県土木建築部（整備・建設・都計） |
| 項 目 | (13) 総合的な駐車対策の推進 | | |
| 細 目 | ウ 駐車場等の整備 | | |
| <p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>路上における無秩序な駐車を抑制し、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、駐車場法（昭和32年法律第106号）に基づき、駐車場の整備と有効利用を推進する。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(1) 自動車交通が混雑する都市計画区域内において、都市計画による駐車場整備地区の指定、指定地区における路上駐車場、路外駐車場の整備に関する計画の策定について市町へ助言する。</p> | | | |

- (2) 大規模建築物の建築に対して、必要な駐車施設の附置を義務付けるため、附置義務に係る条例の制定について市町へ助言する。
- (3) 既存駐車場の有効利用を促進するため、官公庁の駐車場が利用されていない時間帯の有効活用について市町へ助言する。
- (4) パークアンドライドを普及するための駐車場等の環境整備について市町へ助言する。

| | | | |
|-----|---------------------|------------|---|
| 種 目 | 2 道路交通環境の整備 | 実 施 機 関 | 警察本部（交企・交規・交指） 県環境生活部（県民） 中国地方整備局（山口河川国道） |
| 項 目 | (13) 総合的な駐車対策の推進 | | |
| 細 目 | エ 違法駐車を排除する気運の醸成・高揚 | | |

1 計画の実施方針及び重点施策

道路交通の安全と円滑を図るため、民間の駐車監視員と連携して、違法駐車の排除活動を行い、自治体や地域住民の自主活動を促し、違法駐車を排除する気運の醸成・高揚を図る。

2 計画の内容

(1) 広報活動の推進

違法駐車の排除及び自動車の保管場所の確保に関し、テレビ、ラジオ、チラシ、市町広報紙、有線放送等の様々な媒体を活用し、県民への広報・啓発活動を推進する。

(2) 地域交通安全活動推進委員制度の効果的な運用

地域交通安全活動推進委員に対する情報提供や指導教養を行い、同委員の資質向上と意識改革を図るとともに、同委員の効果的な運用を図る。

(3) 放置駐車違反の取締り強化

悪質・迷惑性の高い放置駐車違反に重点を置いた取締りを強化し、良好な駐車秩序の確立を図る。

| | | | |
|-----|------------------------|------------|--|
| 種 目 | 2 道路交通環境の整備 | 実 施 機 関 | 警察本部（交企・交規・交規） 県土木建築部（整備・建設） 県環境生活部（県民） 中国地方整備局（山口河川国道） |
| 項 目 | (13) 総合的な駐車対策の推進 | | |
| 細 目 | オ ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進 | | |

1 計画の実施方針及び重点施策

必要やむを得ない駐車需要への対応が十分ではない場所を中心に、自治会、地元商店街等の意見要望を十分に踏まえた駐車規制の点検・改善、道路利用者や関係事業者等による自主的な取組の促進、行政や道路管理者に対する路外駐車場や路上荷捌きスペース整備の働き掛け、違法駐車の取締り、積極的な啓発活動等、ハード・ソフト一体となった総合的な駐車対策を推進する。

2 計画の内容

必要やむを得ない駐車需要への対応が十分でない場所を中心に、自治会、地元商店街等、地域の意見要望を十分に踏まえた駐車規制の点検・改善、道路利用者や関係事業者等による自主的な取組の促進、行政や道路管理者に対する路外駐車場や路上荷捌きスペース整備の働き掛け、違法駐車取締り、積極的な広報・啓発活動等、ハード・ソフト一体となった総合的な駐車対策を推進する。

| | | | |
|----|---|--------------|--|
| 種目 | 2 道路交通環境の整備 | 実施 機 関 | 警察本部（交規）ア、イ、ウ 中国地方整備局（山口河川国道） 県土木建築部（整備） |
| 項目 | (14) 道路交通情報の充実 | | |
| 細目 | ア 情報収集・情報体制の充実 イ I T S（高度道路交通システム）を活用した道路情報の高度化 ウ 分かりやすい道路交通環境の確保 | | |

1 計画の実施方針及び重点施策

安全で円滑な道路交通を確保するためには、運転者に対して正確できめ細かな道路交通情報を分かりやすく提供することが重要であり、高度化・多様化する道路交通情報に対する県民のニーズに対応し、適時・適切な情報を提供するため、I C T（情報通信技術）を活用して、道路交通情報の充実を図る。

2 計画の内容

(1) 情報収集・提供体制の充実

多様化する道路利用者のニーズに応じて道路利用者に対して必要な道路交通情報を提供するため、交通監視カメラ、車両感知器、交通情報板、道路情報提供装置等の整備による情報収集・提供体制の充実を図るとともに、交通管制システムの充実・高度化を図るほか、交通規制情報のデータベース化を推進する。

また、自動運転の実用化に資する交通環境の構築のため、交通情報収集・交通情報提供装置等の信号機及び交通管制の情報化に資する事業を推進する。

さらに、I T S（高度道路交通システム）の一環として、運転者に渋滞状況等の道路交通情報を提供するV I C S（道路交通情報システム）等の整備・拡充を積極的に図ることにより、交通の分散を図り、交通渋滞を解消し、交通の安全と円滑化を推進する。

(2) I T S（高度道路交通システム）を活用した道路交通情報の高度化

交通の分散による交通渋滞を解消するため、運転者に渋滞状況等の道路交通情報を提供するV I C S（道路交通情報システム）の整備・拡充を積極的に図るとともに、カーナビ等を活用した情報提供の高度化により、交通の分散による交通渋滞を解消し、交通の安全と円滑化を推進する。

(3) 分かりやすい道路交通環境の確保

時間別・車種別等の交通規制の実効を図るため、視認性・耐久性に優れた大型固定標識等の整備、系統的で分かりやすい案内標識の整備を推進する。

また、主要な幹線道路の交差点及びその付近において、ルート番号等を用いた案内標識の設置や案内標識の英語表記を推進するなど、国際化への対応に努める。

| | | | |
|--|-------------------------|------------|---------------------|
| 種 目 | 2 道路交通環境の整備 | 実 施 機 関 | 警察本部（交規・交指） |
| 項 目 | (15) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備 | | 中国地方整備局（山口河川 国道） |
| 細 目 | ア 道路使用及び占用の適正化 | | 県土木建築部（整備） |
| <p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>工作物の設置、工事等のための道路の使用及び占用の許可に当たっては、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するために適正な運用を行うとともに、許可条件の履行、占用物件等の維持管理の適正化について指導する。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(1) 不法占用物件等の排除等</p> <p>道路交通に支障を与える不法占用物件等については、実態把握、交通指導取締りによりその排除を行い、特に市街地について重点的にその是正を実施する。</p> <p>さらに、道路上から不法占用物件等を一扫するためには、沿道住民を始め道路利用者の自覚に待つところが大きいことから、不法占用等の防止を図るための啓発活動を沿道住民等に対して積極的に行い、「道路ふれあい月間」等を中心に道路の愛護思想の普及を図る。</p> <p>なお、道路工事調整等を効果的に行うため、図面を基礎として、デジタル地図を活用し、データ処理を行うコンピュータ・マッピング・システムの更なる充実と活用の拡大を図る。</p> <p>(2) 道路の掘り返しの規制等</p> <p>道路の掘り返しを伴う占用工事については、無秩序な掘り返しと工事に伴う事故・渋滞を防止するため、施工時期や施工方法を調整する。</p> <p>さらに、掘り返しを防止する抜本的対策として共同溝等の整備を推進する。</p> | | | |

| | | | |
|---|-------------------------|------------|---------------------|
| 種 目 | 2 道路交通環境の整備 | 実 施 機 関 | 県土木建築部（整備） |
| 項 目 | (15) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備 | | 中国地方整備局（山口河川 国道） |
| 細 目 | イ 休憩施設等の整備の推進 | | |
| <p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>過労運転に伴う事故防止や近年の高齢運転者等の増加に対応するため、「道の駅」等の休憩施設等の整備を図る。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>「道の駅」において、トイレをいつでも安心して快適に利用してもらうため、便器の洋式化、照明のLED化及びベビーチェアの設置等を推進していく。</p> | | | |

| | | | |
|---|-------------------------|------------|---------------|
| 種 目 | 2 道路交通環境の整備 | 実 施 機 関 | 県土木建築部（都計） |
| 項 目 | (15) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備 | | 教育庁(学安) |
| 細 目 | ウ 子供の遊び場等の確保 | | 県健康福祉部（こども政策） |
| <p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>子供の安全な遊び場の確保や都市における良好な生活環境の確保等を図るため、都市公園法（昭和31年法律第79号）による公園整備の促進や公立小・中学校、高等学校の校庭等の開</p> | | | |

放促進に努めるとともに、児童福祉法（昭和22年法律第164号）による児童館、児童遊園の適正な管理を指導する。

2 計画の内容

(1) 都市公園の整備

子供が安心して遊べる空間を確保するため、都市公園における老朽化した遊具や施設の更新を計画的に進める。

(2) 児童館等の管理

児童が健全に育つ環境を確保するため、市町等が設置している児童館、児童遊園の管理が適正に行われるよう指導を行う。

(3) 学校の校庭等の開放

子供の安全な遊び場の確保と健全育成のため、学校の校庭等の開放に努める。

| | | | |
|----|-------------------------|------------------|-------------------------------|
| 種目 | 2 道路交通環境の整備 | 実 施 機 関 | 県土木建築部（整備） |
| 項目 | (15) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備 | | 警察本部（交規） |
| 細目 | エ 道路法に基づく通行の禁止又は制限 | | 中国地方整備局（山口河川国道） 西日本高速道路（株） |

1 計画の実施方針及び重点施策

道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路の破損、欠壊又は異常気象等により交通が危険であると認められる場合や道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合には、道路法（昭和27年法律第180号）に基づき、迅速かつ的確に通行の禁止又は制限を行う。

また、危険物を積載する車両の水底トンネル等の通行の禁止又は制限及び道路との関係において必要とされる車両の寸法、重量等の最高限度を超える車両の通行の禁止又は制限に対する違反を防止するため、指導取締りの推進を図る。

2 計画の内容

(1) 道路構造の保全、交通危険の防止

道路管理者は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて、道路の通行を禁止又は制限を行う。

(2) 危険物積載車両の通行の禁止又は制限

水底トンネル等の通行の禁止又は制限及び道路との関係において必要とされる車両の寸法、重量等の最高限度を超える車両の通行の禁止又は制限に対する違反を防止するため、指導取締りの推進を図る。

| | | | |
|----|-------------------------|------------------|-----------------|
| 種目 | 2 道路交通環境の整備 | 実 施 機 関 | 県土木建築部（整備） |
| 項目 | (15) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備 | | 警察本部（交企） |
| 細目 | オ 地域に応じた安全の確保 | | 中国地方整備局（山口河川国道） |

| |
|---|
| <p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>冬期の安全な道路交通を確保するため、冬季積雪・凍結路面对策として除雪作業の実施や凍結防止剤の散布、災害対策基本法を適用した立ち往生車両の移動、チェーン着脱場等の整備を推進する。</p> <p>また、人命を最優先に幹線道路上で、大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方とし、短期間の集中的な大雪時には、出控えなどの行動変容を促す取組を行うとともに、広範囲での通行止めや高速道路と並行する国道等の同時通行止めも含めた躊躇ない通行止めと、その後の集中除雪による物流等の途絶の回避を行う。立ち往生車両が発生した場合には、滞留状況を正確に把握できる体制の確保、関係機関の連携強化等に取り組む。</p> <p>さらに、安全な道路交通の確保に資するため、気象、路面状況等を収集し、道路利用者に提供する道路情報提供装置等の整備を推進する。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(1) 冬期における道路交通の確保</p> <p>冬期の安全な道路交通を確保するため、積雪・凍結対策として適時・適切な凍結防止剤散布や除雪を実施する。</p> <p>(2) 道路情報提供装置の整備</p> <p>道路利用者の安全な通行を支援するため山間部の交通の要所となる道路や交通量が極めて多い主要幹線道路には、気象観測装置や管理用カメラを設置して路面状況等を収集し、インターネット上で道路情報提供を行うシステムの整備を図る。</p> |
|---|

| | | | |
|--|---------------------------|------------|----------|
| 種 目 | 3 安全運転の確保 | 実 施 機 関 | 警察本部（運免） |
| 項 目 | (1) 運転者教育等の充実 | | |
| 細 目 | ア 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実 | | |
| <p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>指定自動車教習所の教習実態を把握し、適切な指導監督を行うとともに、教習指導員等の資質の向上に努め、新規運転免許取得者等に対する教育の充実を図る。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(1) 管理者会議の開催</p> <p>指定自動車教習所管理者会議を開催し、教習所業務の適正化、教習及び講習の高度化を図る。</p> <p>(2) 教習内容の充実</p> <p>初心運転者による交通事故の特徴や事故事例等を踏まえ、実態に即した教習を行うとともに、視聴覚器材を活用した教習内容の充実を図る。</p> <p>(3) 教習立会の実施</p> <p>技能教習及び学科教習の立入検査を随時実施し、教習水準の維持・向上を図る。</p> <p>(4) 交通事故発生時の安全点検の実施</p> <p>教習所場内における人身事故及び教習所卒業の初心運転者による重大事故の発生時には、現場調査を踏まえた安全点検を実施し、事後の教習や講習に反映させる。</p> | | | |

(5) 運転適性検査結果の活用

運転適性検査結果を活用し、教習生の特性や性格を踏まえた効果的な運転者教育を推進する。

| 種 目 | 3 安全運転の確保 | 実 施 機 関 | 警察本部（運免・交企） |
|-----|---|------------|-------------|
| 項 目 | (1) 運転者教育等の充実 | | |
| 細 目 | イ 運転者に対する再教育等の充実 | | |
| 1 | 計画の実施方針及び重点施策 | | |
| | 各種運転者講習の充実及び運転適性検査の実施等により、安全運転行動の実践できる運転者の育成に努める。 | | |
| 2 | 計画の内容 | | |
| (1) | 更新時講習の充実 | | |
| | 講習委託講師に対する講習会を開催して、講師の資質向上を図るとともに、地域の交通実態等タイムリーな情報提供を行い、聴講者に対して、交通事故防止を喚起できる講習を実施する。 | | |
| | また、更新時講習での教本について、講習修了後も持ち帰って自宅等で活用することができるように、地域における道路交通の現状と交通実態等を分かりやすくまとめた使い勝手の良いものを配布するなど、講習効果の充実・強化を図る。 | | |
| (2) | 高齢者講習等の充実 | | |
| | 指定自動車教習所との連携を図り、高齢者講習等については認知機能という身体的適性の低下に着目するのみならず、加齢を伴う身体機能の低下が自動車の運転に影響を及ぼす可能性があること等について理解させる指導を行うなど、高齢ドライバーの交通事故実態を踏まえたものとなるよう講習内容の充実に努める。 | | |
| (3) | 初心運転者講習の効果的な推進 | | |
| | 指定講習機関に対する指導強化等に努め、安全運転の知識及び技能の定着化を図る。 | | |
| (4) | 取消処分者講習の効果的な推進 | | |
| | 講習指導員の指導能力の向上に努めるとともに、受講者の運転適性検査結果、違反歴等に基づく個人特性に応じた効果的な講習を実施する。 | | |
| (5) | 停止処分者講習の充実 | | |
| | 被処分者への積極的な受講勧奨を行うとともに、講習設備及び講習用視聴覚教材の整備充実を図り、受講者の年齢や違反内容に応じた特別学級を編成する。また、講習指導員のレベルアップを図るとともに、実車指導や運転シミュレーター、C R T 運転適性検査器等の結果に基づいた運転適性指導を行うなど、再教育効果が得られる講習に努める。 | | |
| (6) | 違反者講習の効果的な推進 | | |
| | 社会参加活動の内容を充実させるとともに、再教育効果の上がる実車指導等を推進するなど、運転者としての危険性の改善と資質の向上が図られる講習に努める。 | | |
| (7) | 運転適性検査の推進 | | |
| | 運転者の運転特性に起因する交通事故を防止するため、県内の各自治体、企業や団体等に | | |

対して運転適性検査の受検を勧奨し、同検査結果に基づく安全運転管理の促進を図る。

(8) 運転免許取得者教育認定制度の効果的な運用

運転技能及び道路交通に関する知識の向上を図るため、指定自動車教習所との連携を強化し、必要な指導、助言及び情報の提供に努め、運転免許取得者教育制度を効果的に推進する。

| | | | |
|--|---------------------------------|------------|-------------|
| 種 目 | 3 安全運転の確保 | 実 施 機 関 | 警察本部（運管・運免） |
| 項 目 | (1) 運転者教育等の充実 | | |
| 細 目 | ウ 妨害運転等の悪質・危険な運転者に対する処分者講習での再教育 | | |
| <p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>妨害運転等の悪質・危険な運転者に対して、迅速かつ的確な行政処分を行い、道路交通の場から早期に排除するとともに、実効のある再教育を行う</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(1) 処分者講習の効果的な推進</p> <p>妨害運転等の悪質・危険な運転者に対して、受講者個々の運転上の性格、運転適性検査結果、運転経歴等に基づき、きめ細かな指導矯正を行い、実効のある再教育を図る。</p> <p>(2) 処分者講習の充実</p> <p>交通事故の悲惨さを訴えるために、視聴覚教材等を活用した講習を行い、運転者としての責任、道德意識の高揚を図る。また、運転者の責任としての刑事上・行政上・民事上の責任について理解させる教養を実施するほか、交通裁判例等を引用して交通事故の重大性を認識させる。</p> | | | |

| | | | |
|---|----------------|------------|-------------|
| 種 目 | 3 安全運転の確保 | 実 施 機 関 | 警察本部（交企・運免） |
| 項 目 | (1) 運転者教育等の充実 | | |
| 細 目 | エ 二輪車安全運転対策の推進 | | |
| <p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>指定自動車教習所における教習及び技能検定制度の適正な運用並びに原動機付自転車講習の充実を図るとともに、関係機関・団体、地域、職域、学校等と連携して、二輪車安全運転講習会や二輪車安全運転競技大会等を通じて二輪車運転者の安全マインドの高揚を図る。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(1) 自動車教習所における教習及び技能検定制度の適正な運用</p> <p>ア 指定自動車教習所に対する検定立会等により、教習指導員の資質の向上と教習内容の充実に努める。</p> <p>イ 指定自動車教習所で二輪車の教習に従事する指導員に対する研修会を開催して、指導員の教習技能の向上を図る。</p> <p>(2) 二輪車に対する参加・体験型の安全教育の推進</p> <p>自動二輪車の安全利用や被害軽減を図るためのプロテクター着用の重要性等について、参</p> | | | |

加・体験型の交通安全教育を推進する。

(3) 二輪車安全運転競技大会の開催

二輪車の交通事故を防止するため、一般財団法人山口県交通安全協会と連携して、毎年、二輪車安全運転山口県大会を開催し、二輪車運転者の安全意識の高揚を図る。

| 種 目 | 3 安全運転の確保 | 実 施 機 関 | 警察本部（交企・運免） |
|--|---------------|------------|-------------|
| 項 目 | (1) 運転者教育等の充実 | | |
| 細 目 | オ 高齢運転者対策の充実 | | |
| 1 計画の実施方針及び重点施策 | | | |
| <p>高齢化社会を背景に高齢ドライバーが増加し、交通事故に占める高齢者の割合も高水準で推移している。そこで、高齢者の加齢に伴う身体機能の低下が、交通行動に及ぼす影響について理解させるため、参加・体験型の交通安全教育を推進する。また、加齢に伴う身体機能の低下等を理由に運転免許を自主返納した高齢ドライバーに対する生活支援（運転卒業証制度）を充実させるため、支援企業・団体の拡充を推進する。</p> | | | |
| 2 計画の内容 | | | |
| (1) 安全運転サポート車の普及啓発 | | | |
| <p>山口県安全運転サポート車普及啓発協議会の関係機関と連携し、安全運転サポート車を扱うディーラーを招致して、安全運転サポート車の展示・体験試乗イベントを開催するほか、高齢者講習や免許更新時等に配布する県警クリアファイルに安全運転サポート車の企業広告を掲載することにより安全運転サポート車の周知徹底と普及啓発を図る。</p> <p>また、令和4年5月導入の「サポートカー限定免許」は、普通免許を受けている者の申請により、運転することができる自動車の範囲を一定の安全運転支援機能を備える自動車に限定する制度であることから、運転に不安を感じるものの日常生活を送る上で自動車が必要な高齢運転者等に対し、同制度の周知を図る。</p> | | | |
| (2) 高齢者講習等の効果的な運用 | | | |
| <p>ア 指定自動車教習所との連携を図り、認知機能検査、高齢者講習等の待ち日数の短縮、高齢者講習制度の円滑な運用に努める。</p> <p>イ 高齢者講習については、認知機能という身体的適性の低下に着目するのみならず、加齢に伴う身体機能の低下が自動車の運転に影響を及ぼす可能性があること等について理解させる指導を行うなど、高齢ドライバーの交通事故実態を踏まえたものとなるよう講習内容の充実に努める。</p> <p>ウ 高齢者の希望に応じて、加齢に伴う運転技能の変化を再確認させるための実車による講習会（交通安全定期診断）を自動車教習所で実施する。</p> <p>エ 指定自動車教習所と連携し、講習予約方法の改善を行うなど、高齢者の利便性向上に努める。</p> | | | |
| (3) 参加・体験型の交通安全教育の推進 | | | |
| <p>地域の交通安全教育センターとして自動車教習所の一泊開放を呼び掛け、高齢ドライバーに対する参加・体験型の安全運転研修を推進する。</p> | | | |

(4) 高齢者等に対する教育の充実

ア 運転技能検査の導入

令和4年5月導入の運転技能検査は、運転免許証の更新時に実車による走行検査を行い、その結果が一定の基準に該当する者には運転免許証の更新をしないこととなることから、関係者への周知、実施機関への指導等を行い、同制度の適正かつ円滑な運用に努める。

イ 認知機能検査の適切な運用

75歳以上の運転者に対する認知機能検査の適切な運用を図り、同検査に関する問合せ、相談等への対応に当たっては、本人及びその家族の心情に配慮した対応に努める。

ウ 受講等の促進

早期予約の呼び掛けや受講対象者への待ち期間の短い実施機関の教示等、その円滑な実施のための取組を計画的に推進する。

(5) 運転適性検査の推進

運転適性検査車を派遣しての出前型運転適性検査や山口県総合交通センターでの運転適性検査を実施し、高齢者個々の運転適性や技能・判断力等の状態を自覚させることにより、安全運転意識の啓発を図る。

(6) 臨時適性検査等の確実な実施

ア 認知（臨時認知）機能検査、安全運転相談等の機会を通じて、認知症等の一定の病気の疑いがある運転者の把握に努め、検査が必要な場合は、臨時適性検査及び診断書の提出を受けて、早期に運転免許の取消し等の行政処分を行う。

イ 臨時適性検査等の円滑な実施のため、関係機関・団体等と連携して、同検査等を実施する専門医の確保を図るなど、検査体制の強化に努める。

(7) 新制度の円滑な運用

令和4年5月に導入された運転技能検査の実施や認定制度の活用等について、指定自動車教習所等の関係機関と連携し、適正かつ円滑な運用に向けた整備、見直しを進める。

また、サポートカー限定免許の制度について運転に不安を感じるものの日常生活のための移動手段として自動車の運転が必要な高齢運転者やその家族等に対し、その周知を図る。

(8) 高齢運転者標識の活用

高齢ドライバーの安全意識を高めるため、高齢者講習を始めとするあらゆる機会を通じて、高齢運転者標識の表示の促進を図る。

(9) 高齢ドライバーの交通事故防止対策の推進

高齢ドライバーに対する運転適性検査や交通安全定期診断等を実施して、自己の運転能力を認識させるなど、安全意識の高い高齢ドライバーを育成する。また、高齢ドライバーが、自らの運転能力等に気付き、個々の運転技能を認識した運転が行えるよう、運転適性検査等による自己診断を推進し、高齢ドライバーの交通事故を防止する。

(10) 戸別指導訪問等の推進

街頭活動等を通じて発見した要指導者に対して、家族を含めた安全運転のアドバイスをを行い、高齢ドライバーの交通事故を防止する。

(11) 無事故・無違反コンテストにおけるシルバー・コースの参加促進

「2024無事故・無違反コンテスト150」における2名コース（いずれも65歳以上）への参加を促進し、高齢ドライバーの安全運転意識の高揚を図る。

○ 実施期間 7月4日～11月30日

(12) 運転免許自主返納制度の推進

高齢ドライバーの交通事故防止対策の一環として、県警察が実施している「運転卒業証制度」の効果的な推進を図るため、自主返納後の生活支援等について、関係機関・団体と連携し、更なる促進を図る。

(13) 安全運転相談活動をしやすい環境の整備

ア 関係機関・団体等と連携した広報を行い、「安全運転相談ダイヤル#8080」の認知度の向上に努める。

イ 高齢運転者、病気・障害により運転に不安を覚える者やその家族等の心情を理解し、その立場に寄り添った対応に努める。

(14) 運転免許申請時等における正しい申告の徹底

一定の病状を呈する病気等に関する質問票の交付・提出制度について、県民に対する周知徹底に努める。

その際、虚偽記載した質問票の提出に対する罰則が設けられていること、一定の病状を呈する病気に該当することを理由として運転免許を取り消された者は、3年以内であれば運転免許試験が一部免除されること及び当該取り消された運転免許がみなし継続されることを併せて周知することにより、正しい病状申告を促進する。

| | | | |
|----|--------------------------------------|--------------|---------------------------|
| 種目 | 3 安全運転の確保 | 実施 機 関 | 警察本部（交企・交指） 県環境生活部（県民） |
| 項目 | (1) 運転者教育等の充実 | | |
| 細目 | カ シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底 | | |

1 計画の実施方針及び重点施策

シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底を図るため、関係機関・団体と連携し、各種講習会や交通安全運動等を通じて、着用効果や必要性、非着用がもたらす危険性を広く訴える広報啓発活動を推進するとともに、着用義務違反に対する交通指導取締りを強化する。

2 計画の内容

(1) シートベルト、チャイルドシート着用推進運動の実施

関係機関・団体への広報素材の提供や各種講習会等の開催等、あらゆる機会を通じた着用推進キャンペーンを実施する。

また、更新時講習等の講習時において、全ての座席のシートベルト装着義務の周知徹底を図る。

(2) 着用率調査の実施

一般社団法人日本自動車連盟（JAF）と合同で、シートベルト、チャイルドシート着用率の調査を実施する。

(3) シートベルト、チャイルドシート着用の啓発教育の推進

関係機関・団体と連携して、妊産婦からシートベルト、チャイルドシート着用の啓発教育

を推進し、交通安全意識の向上を図る。

(4) シートベルト、チャイルドシート指導者研修会の開催

研修会を開催して指導員を養成し、地域におけるシートベルト、チャイルドシートの正しい着用方法の普及と着用率向上を図る。

| | | | |
|--|---------------------|--------------|-------------|
| 種目 | 3 安全運転の確保 | 実施 機 関 | 警察本部（交企・運管） |
| 項目 | (1) 運転者教育等の充実 | | |
| 細目 | キ 自動車安全運転センターの業務の充実 | | |
| <p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>自動車安全運転センターが発行する証明、通知及び調査研究業務等の充実を図るとともに、安全運転中央研修所を活用した高度な運転技能と専門的知識を必要とする安全運転指導者、職業運転者、青少年運転者等に対し、参加・体験型の交通安全教育の充実を図る。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(1) 運転記録証明書の発行</p> <p>(2) SDカードや累積点数通知書による安全意識の高揚</p> <p>(3) 安全運転中央研修所が行う各課程の研修に対する受講の促進</p> <p>(4) 「2024無事故・無違反コンテスト150」への参加の勧奨</p> <p>○ 実施期間 7月4日～11月30日</p> | | | |

| | | | |
|---|-------------------|--------------|-------------|
| 種目 | 3 安全運転の確保 | 実施 機 関 | 警察本部（交企・交指） |
| 項目 | (1) 運転者教育等の充実 | | |
| 細目 | ク 自動車運転代行業者の指導育成等 | | |
| <p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>自動車運転代行業の業務の適正な運営を確保し、交通の安全及び利用者の保護を図る。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(1) 自動車運転代行業者に対する立入検査の実施</p> <p>(2) 違法行為に対する厳正な取締り</p> <p>無認定営業、損害賠償措置義務違反、無免許運転等の違法行為に対する厳正な取締りを行う。</p> <p>(3) 安全運転管理者講習会等を通じた交通安全指導</p> | | | |

| | | | |
|---|-------------------------------|--------------|-------------|
| 種目 | 3 安全運転の確保 | 実施 機 関 | 中国運輸局山口運輸支局 |
| 項目 | (1) 運転者教育等の充実 | | |
| 細目 | ケ 自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の充実 | | |
| <p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>自動車運送事業等に従事する運転者の適性診断受診率の向上を図る。</p> | | | |

2 計画の内容

自動車運送事業等に従事する運転者に適性診断を受診させることは運送事業者の義務であるため、あらゆる機会をとらえて受診漏れのないよう関係者に対して働き掛けるとともに、適性診断の実施者への民間参入を促進する。

| 種 目 | 3 安全運転の確保 | 実 施 機 関 | 警察本部（運管・運免） |
|---|----------------|------------|-------------|
| 項 目 | (1) 運転者教育等の充実 | | |
| 細 目 | コ 危険な運転者の早期排除等 | | |
| 1 計画の実施方針及び重点施策 | | | |
| <p>運転免許の行政処分を適正かつ迅速に行い、悪質・危険な運転者を道路交通の場から早期に排除することにより、将来における道路交通上の危険防止を図る。</p> | | | |
| 2 計画の内容 | | | |
| (1) 行政処分の早期執行による悪質・危険運転者の早期排除 | | | |
| <p>運転免許停止処分等の該当者を発見した際は、停止処分等を早期に実施するほか、行政処分を拒む者に対しては、出頭命令書を交付し運転免許証を保管するなどして出頭を担保する。</p> <p>また、所在不明者に対しては、各種調査を実施するなど追跡調査の徹底を図り、悪質・危険運転者の早期排除に努める。</p> | | | |
| (2) 悪質・危険運転者対策の推進 | | | |
| <p>飲酒、無免許、妨害運転等の悪質・危険な運転者及びそれらを助長する行為者(車両提供・酒類提供・同乗者、教唆者)への適正かつ迅速な行政処分手続を行う。</p> | | | |
| (3) 仮停止制度の積極的な運用 | | | |
| <p>運転免許の仮停止対象事案が発生した際は、迅速かつ適切に運転免許の仮停止手続を行う。</p> | | | |
| (4) 一定の病気等の疑いがある運転者の早期発見 | | | |
| <p>各種警察活動を通じて、一定の病気等の疑いがある運転者の早期発見に努め、医療機関等と連携して臨時適性検査等を実施し、安全な運転に支障のある運転者については、運転免許の取消し等の行政処分を行う。</p> | | | |

| 種 目 | 3 安全運転の確保 | 実 施 機 関 | 警察本部（運免） |
|---|---------------|------------|----------|
| 項 目 | (2) 運転免許業務の改善 | | |
| 1 計画の実施方針及び重点施策 | | | |
| <p>県民のニーズに対応した窓口業務の見直しを実施するとともに、自動申請受付機の導入や運転免許証とマイナンバーカードとの一体化など運転免許手続きのデジタル化を推進するほか、マイナンバーカードとの統合を視野に入れたシステム整備や運転免許証即日交付施設の拡充に向けた諸準備を進めるとともに、各種デジタルツールを連動させた運転免許業務を展開し、免許取得者の利便性の向上を図る。</p> | | | |

2 計画の運用内容

- (1) 設備、資機材の計画的な整備
- (2) 親切かつ適正な安全運転相談活動の充実

| | | | |
|--|---------------|------------|----------|
| 種 目 | 3 安全運転の確保 | 実 施 機 関 | 警察本部（交企） |
| 項 目 | (3) 安全運転管理の推進 | | |
| <p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>道路交通法に基づく安全運転管理者及び副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）に対する講習内容の見直し等により、これらの者の資質及び安全意識の向上を図るとともに、事業所内で交通安全教育指針に基づいた交通安全教育が適切に行われるよう安全運転管理者等を指導する。</p> <p>また、安全運転管理者の業務として、令和4年4月から運転前後の運転者に対し目視等により酒気帯びの有無を確認すること等が加わり、さらに令和5年12月から同確認を一定のアルコール検知器を用いて行うこと等が追加されたことから、新たな義務の確実な実施について指導を強化する。</p> <p>安全運転管理者等の選任状況を的確に把握する取組を推進し未選任事業所の一掃を図り、企業内の安全運転管理体制を充実強化、安全運転管理業務の徹底を図るとともに、使用者、安全運転管理者等による下命・容認違反等については、使用者等の責任追及を徹底し適正な運転管理を図る。</p> | | | |
| <p>2 計画の内容</p> <p>(1) 安全運転管理者等講習会の開催</p> <p>一般社団法人山口県安全運転管理者協議会に事業委託し、県下各地での講習会を開催する。</p> <p>(2) 自動車運転代行業者に対する指導の推進</p> <p>自動車運転代行業の適正化に関する広報啓発活動を推進するとともに、立入検査を行うなどして、業者及び所属する運転者の資質向上を図り、安全指導を徹底する。</p> <p>(3) 使用者等への責任追及の徹底</p> <p>過積載運転、過労運転等については、違反者の取締りにとどまらず、その使用者・荷主等に対する背後責任の追及を徹底する。</p> | | | |

| | | | |
|---|------------------------------|------------|-------------|
| 種 目 | 3 安全運転の確保 | 実 施 機 関 | 中国運輸局山口運輸支局 |
| 項 目 | (4) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進 | | |
| 細 目 | ア 運輸安全マネジメント等を通じた安全体質の確立 | | |
| <p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>事業用自動車の交通事故死者数・交通事故重傷者数・人身事故件数・飲酒運転件数の削減等</p> | | | |

を目標とする事業用自動車総合安全プランに基づき、関係者（行政、事業者及び利用者）が一体となり、安全体質の確立に向けた取組を推進する。

2 計画の内容

事業者が社内一丸となった安全管理体制を構築・改善して、国がその実施状況を確認する運輸安全マネジメント評価については、運輸防災マネジメント指針を活用し、自然災害への対応を運輸安全マネジメント評価において重点的に確認するなど、事業者の取組の深化を促進する。

また、メールマガジン「事業用自動車安全通信」や「自動車総合安全情報」ホームページにより、事業者に対して事業用自動車による重大事故発生状況、事業用自動車に係る各種安全対策等の情報を引き続き提供するとともに、外部専門家等の活用による事故防止コンサルティングの実施に対して支援を行うなど、社内での安全教育の充実を図る取組を推進する。

| | | | |
|----|------------------------------|--------------|-------------|
| 種目 | 3 安全運転の確保 | 実施 機 関 | 中国運輸局山口運輸支局 |
| 項目 | (4) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進 | | |
| 細目 | イ 自動車運送事業者に対するコンプライアンスの徹底 | | |

1 計画の実施方針及び重点施策

事業用自動車の交通事故死者数・交通事故重傷者数・人身事故件数・飲酒運転件数の削減等を目標とする事業用自動車総合安全プランに基づき、関係者（行政、事業者及び利用者）が一体となり、コンプライアンスの徹底を図る。

2 計画の内容

関係法令の遵守及び適切な運行管理の徹底を図るため、法令違反が疑われる事業者に対する重点的かつ優先的な監査を実施するとともに、悪質違反を犯した事業者や重大事故を引き起こした事業者に対する監査を徹底する。

また、貸切バスについては、軽井沢スキーバス事故を受けて取りまとめた総合的対策に基づき、法令違反の早期是正や違反を繰り返す事業者を退出させるよう行政処分基準を厳格に運用する。さらに、民間の調査員が一般の利用者として実際に運行する貸切バスに乗車し、休憩時間の確保などの法令遵守状況の調査を行う「覆面添乗調査」を実施する。

| | | | |
|----|------------------------------|--------------|-------------|
| 種目 | 3 安全運転の確保 | 実施 機 関 | 中国運輸局山口運輸支局 |
| 項目 | (4) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進 | | |
| 細目 | ウ 飲酒運転、迷惑運転等の根絶 | | |

1 計画の実施方針及び重点施策

飲酒運転を防止するため、点呼時におけるアルコール検知器使用の義務付け等により一定の

効果が確認されているところ、点呼時に適切なアルコールチェックが行われていなかった事例や点呼後の乗務中に飲酒に及ぶ事例が確認されており、確実に飲酒運転防止対策を実施する。

また、近年、増加傾向にある「ながら運転」による事故や社会的関心が高い「あおり運転」についても、その撲滅に向けた対策を実施する。

2 計画の内容

点呼時のアルコール検知器を使用した確認の徹底や、薬物に関する正しい知識や使用禁止について、運転者に対する日常的な指導・監督を徹底するよう、講習会や全国交通安全運動、年末年始の輸送等安全総点検なども活用し、事業者や運行管理者等に対し指導を行う。

さらに、スマートフォン画面を注視したり、携帯電話で通話したりしながら運転する「ながら運転」、他の車両の通行の進行を妨害し、重大な交通事故にもつながる「あおり運転」といった運転について、運転者に対する指導・監督を実施するよう、事業者に対し指導する。

| | | | |
|----|--------------------------------|--------------|-------------|
| 種目 | 3 安全運転の確保 | 実施 機 関 | 中国運輸局山口運輸支局 |
| 項目 | (4) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進 | | |
| 細目 | エ ICT (情報通信技術)・新技術を活用した安全対策の推進 | | |

1 計画の実施方針及び重点施策

衝突被害軽減ブレーキ等の自動車の先進安全技術は、交通事故の削減及び被害軽減に大きな効果が期待されるものであり、事業用自動車における先進安全技術の普及のより一層の促進を図る。

また、自動車運送事業者の運行管理に活用可能なICT (情報通信技術) は急速に発展しており、運行管理の質の向上による安全性、労働生産性の向上を実現するため、開発・普及を促進する。

2 計画の内容

自動車運送事業者における交通事故防止のため、衝突被害軽減ブレーキ等のASV装置や運行管理に資する機器等の普及促進に努める。また、デジタル式運行記録計、ドライブレコーダー等の運行管理の高度化に資する機器の導入や、過労運転防止のための先進的な取組に対し支援を行う。

さらに、運行管理者の人手不足、運転者や運行管理者の働き方改革等に対応するため、安全性を確保した上での運行管理の効率化に資するICTの開発・普及を促進する。

| | | | |
|----|---------------------------------|--------------|-------------|
| 種目 | 3 安全運転の確保 | 実施 機 関 | 中国運輸局山口運輸支局 |
| 項目 | (4) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進 | | |
| 細目 | オ 業態ごとの事故発生傾向、主要な要因等を踏まえた事故防止対策 | | |

| | |
|---|--|
| 1 | 計画の実施方針及び重点施策 輸送の安全確保を図るため、トラック・バス・タクシーの業態ごとや運転者の年齢、健康状態等の特徴的な事故傾向を踏まえた事故防止の取組を関係者と一丸となって実施する。 |
| 2 | 計画の内容 トラック・バス・タクシーの業態ごとの特徴的な事故傾向を踏まえた事故防止の取組について評価し、更なる事故削減に向け、必要に応じて見直しを行うなど、フォローアップを実施する。 また、事業用自動車の運転者の高齢化、高齢者が被害者となる事故の増加を踏まえ、高齢運転者による事故防止対策を推進するとともに、乗合バスにおける車内事故の実態を踏まえた取組を実施する。 |

| | | | |
|----|---|--------------|-------------|
| 種目 | 3 安全運転の確保 | 実施 機 関 | 中国運輸局山口運輸支局 |
| 項目 | (4) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進 | | |
| 細目 | カ 事業用自動車の事故調査委員会の提案を踏まえた対策 | | |
| 1 | 計画の実施方針及び重点施策 社会的影響の大きな事業用自動車の重大事故について、事故の背景にある組織的・構造的課題等についての調査を「事業用自動車事故調査委員会」が行っており、同委員会からの再発防止対策の提言を受けた対策を確実に実施する。 | | |
| 2 | 計画の内容 社会的影響の大きな事業用自動車の重大事故については、「事業用自動車事故調査委員会」による事故の背景にある組織的・構造的課題の更なる解明を含めた原因分析、より客観的で質の高い再発防止対策の提言を踏まえ、事業者等の関係者が適切に対応するよう、事故の未然防止に向けた取組を促進する。 | | |

| | | | |
|----|---|--------------|-------------|
| 種目 | 3 安全運転の確保 | 実施 機 関 | 中国運輸局山口運輸支局 |
| 項目 | (4) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進 | | |
| 細目 | キ 運転者の健康起因事故防止対策の推進 | | |
| 1 | 計画の実施方針及び重点施策 運転者の疾病により、運転を継続できなくなる健康起因事故を防止するため、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」の周知徹底を図る。 | | |
| 2 | 計画の内容 睡眠時無呼吸症候群、脳血管疾患、心臓疾患・大血管疾患及び視野障害について、対策ガイドラインの周知・徹底を図り、スクリーニング検査の普及を促進する。 | | |

| | | | |
|---|------------------------------|------------|-------------|
| 種 目 | 3 安全運転の確保 | 実 施 機 関 | 中国運輸局山口運輸支局 |
| 項 目 | (4) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進 | | |
| 細 目 | ク 自動車運送事業安全評価事業の促進等 | | |
| <p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>自動車運送事業者全体の安全性向上に資するものとして実施している「貨物自動車運送事業安全性評価事業」及び「貸切バス事業者安全性評価認定制度」の普及促進に努める。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>国、地方公共団体及び民間団体等において、貨物自動車運送及び貸切旅客自動車運送を伴う業務を発注する際には、それぞれの業務の範囲内で道路交通の安全を推進する観点から、安全性優良事業所（通称「Gマーク認定事業所」等）の認定状況を踏まえつつ、関係者の理解も得ながら当該事業所が積極的に選択されるよう努める。</p> | | | |

| | | | |
|---|----------------|------------|-------|
| 種 目 | 3 安全運転の確保 | 実 施 機 関 | 山口労働局 |
| 項 目 | (5) 交通労働災害の防止等 | | |
| 細 目 | ア 交通労働災害の防止 | | |
| <p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>全業種に共通の重点対象として取り組む。特に、交通労働災害の多い道路貨物運送業、郵便事業、新聞販売業、社会福祉施設、建設業等について交通労働災害防止の徹底を図る。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>事業場に対して交通労働災害の防止を定着させるため、「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく指導を行い、関係業界団体、関係行政機関等と連携して業界全体での取組を図る。</p> | | | |

| | | | |
|--|-----------------|------------|-------|
| 種 目 | 3 安全運転の確保 | 実 施 機 関 | 山口労働局 |
| 項 目 | (5) 交通労働災害の防止等 | | |
| 細 目 | イ 運転者の労働条件の適正化等 | | |
| <p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（以下「改善基準」という。）の遵守を中心とした自動車運転者の適正な労働条件確保と過重労働防止を図る。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(1) 春・秋の全国交通安全運動の期間を中心に、道路貨物運送業等に対する監督指導の実施により労働基準法及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の遵守を図る。</p> <p>(2) 自動車運転者に係る労働時間管理等に関し、事業場に対して労働時間管理適正化指導員による指導及び助言を実施する。</p> <p>(3) 通報制度による関係機関との連携を行う。</p> | | | |

| | | | |
|---|---------------------|------------|---------------------|
| 種 目 | 3 安全運転の確保 | 実 施 機 関 | 県総務部（消保） |
| 項 目 | (6) 道路交通に関する情報の充実 | | 警察本部（交規） |
| 細 目 | ア 危険物輸送に関する情報提供の充実等 | | 中国地方整備局（山口河川 国道） |
| <p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>危険物輸送時の事故による大規模な災害を未然に防止し、災害が発生した場合の被害の軽減に資する情報提供の充実等を図るため、イエローカード（危険物の性状、処理剤及びその調達先等、事故の際に必要な情報を記載した緊急連絡カード）の携行、関係法令の遵守、乗務員教育の実施等について危険物運送事業者の指導を強化する。</p> <p>また、災害時の消防活動等を適切に行うための情報（危険物等に係る物質性状、消防活動要領等）を提供することを目的とし、消防庁に構築している危険物災害等情報支援システムの充実を図る。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>危険物輸送時の事故による大規模な災害を防止し、災害が発生した場合の被害軽減に資するため、関係者に対して変更許可申請や危険物取扱者の乗車等、消防法令の遵守について指導するとともに、イエローカード（危険物の性状、処理剤及びその調達先等、事故の際に必要な情報を記載した緊急連絡カード）の携行を推進する。</p> <p>また、災害時の消防活動等を適切に行うための情報（危険物等に係る物質性状、消防活動要領等）を提供することを目的とし、危険物災害等情報支援システムの更なる充実強化を図る。</p> | | | |

| | | | |
|--|----------------------|------------|-------------|
| 種 目 | 3 安全運転の確保 | 実 施 機 関 | 中国運輸局山口運輸支局 |
| 項 目 | (6) 道路交通に関する情報の充実 | | |
| 細 目 | イ 海上コンテナの陸上輸送に係る安全対策 | | |
| <p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>国際海上コンテナの陸上輸送における安全確保を図る。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>関係者間での確実なコンテナ情報の伝達等を記載した「安全輸送ガイドライン」及び「安全輸送マニュアル」について、関係者会議等において浸透を図るなど、関係者と連携した安全対策を推進する。</p> | | | |

| | | | |
|-----|-------------------|------------|---|
| 種 目 | 3 安全運転の確保 | 実 施 機 関 | 下関地方气象台 |
| 項 目 | (6) 道路交通に関する情報の充実 | | 県総務部（防災） |
| 細 目 | ウ 気象情報等の充実 | | 県土木建築部（整備） 警察本部（交規） 中国地方整備局（山口河川 国道） |

1 計画の実施方針及び重点施策

道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速に取り得るよう、気象特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、防災関係機関等との情報共有やICT（情報通信技術）の活用等に留意し、気象観測予報体制の整備、地震・津波・火山監視体制の整備、各種情報の提供、気象知識等の普及を行う。また、道路の降雪状況や路面状況等を収集し、道路利用者に提供する道路情報提供装置等の整備を推進する。

2 計画の内容

(1) 気象予報・警報等

気象による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に気象特別警報・警報・予報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。また、雨による災害発生の危険度を地図上にリアルタイムに表示する「キキクル（危険度分布）」や、気象情報における線状降水帯による大雨の可能性についての呼びかけ、積雪・降雪の面的な状況を示す「今後の雪（解析積雪深・解析降雪量・降雪短時間予報）」等についても、気象庁ホームページや報道機関等を通じて道路利用者に周知する。さらに、特に大雪により深刻な道路交通障害が見込まれる場合は、国土交通省と連携し、大雪に対する国土交通省緊急発表を実施し、道路利用者に警戒を呼び掛ける。

なお、気象情報の適時・適切な発表は、広範な観測資料の収集把握により可能となることから、国土交通省中国地方整備局及び県の機関は、下関地方気象台からの観測資料の照会に協力する。

(2) 緊急地震速報（予報及び警報）、津波警報等

地震・津波による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に緊急地震速報（予報及び警報）、津波警報等、地震情報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

(3) 噴火警報等

火山現象による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に噴火警報等を発表する。また、道路利用者の降灰量に応じた適切な防災行動に資するよう、量的降灰予報を適時・適切に発表し、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

(4) 南海トラフ地震に関連する情報等

気象庁長官は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）の規定に基づく地震防災対策強化地域に係る大規模な地震が発生するおそれがあると認める時は、直ちに地震予知情報を内閣総理大臣に報告することとされている。

これを踏まえ、南海トラフ沿いで異常な現象を観測した場合や南海トラフ地震発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合等には、「南海トラフ地震臨時情報」を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

(5) 気象知識等の普及・啓発

運輸事業者や防災機関の担当者に対し、特別警報・警報・予報の伝達等に関する説明会やワークショップ、気象情報等の利用方法等に関する講習会の開催、広報資料の作成・配布等により、気象、地象、水象に関する知識の普及啓発を行う。

| | | | |
|----|---------------------------|------------|-------------|
| 種目 | 4 道路交通秩序の維持 | 実 施 機 関 | 警察本部（交指） |
| 項目 | (1) 交通指導取締りの強化等 | | 中国運輸局山口運輸支局 |
| 細目 | ア 一般道路における効果的な交通指導取締りの強化等 | | |

1 計画の実施方針及び重点施策

交通指導取締りが有する交通事故抑止効果及び交通事故発生時の被害軽減効果を最大限に発揮させるため、交通事故実態の分析に基づく交通指導取締り方針を策定（P l a n）して、交通指導取締りを実行（D o）、交通指導取締りの効果検証（C h e c k）及び検証結果を交通指導取締り方針へ反映（A c t）させるなどP D C Aサイクルに基づく交通指導取締りを推進する。

2 計画の内容

(1) 交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進

ア 飲酒運転のほか、著しい速度超過等の交通死亡事故に直結する悪質性・危険性の高い違反や住民要望の多い迷惑性の高い違反に重点を置き、これらの違反を行う運転者への注意喚起にも結び付く、広報一体となった交通指導取締りを推進する。

イ 妨害運転等の悪質・危険な運転を抑止するため、広報啓発を強化するとともに、客観的証拠資料に基づく立証措置を講じるほか、あらゆる法令を駆使して厳正な捜査を徹底する。

(2) 街頭活動の推進

交通事故の多発する路線及び交差点において、警察官による交通監視や赤色灯を点灯させた白バイやパトカーでの警戒活動を推進するとともに、登下校時間帯や薄暮時間帯における街頭活動を推進する。

(3) 悪質・危険性の高い違反取締りの強化

飲酒運転、無免許運転等、悪質・危険性の高い違反に対する交通指導取締りを強化するほか、運転者のみならず、周辺者に対する徹底した捜査を行い、確実な立件に努める。

(4) 自転車の安全利用に向けた交通指導取締りの推進

自転車や歩行者が多く通行する時間帯を中心に、信号無視、通行区分違反、一時不停止等、歩行者や他の車両にとって危険性・迷惑性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを推進する。

また、自転車関連事故について、自転車利用者に法令違反が認められる場合には、当該者の立件に向けた捜査を徹底する。

(5) 通学路等における効果的な交通指導取締りの推進

通学路等における児童の安全確保の観点から、登下校時間帯において各種交通規制の実

効性を確保するために積極的な指導・警告を行うとともに、同時間帯に可搬式速度違反自動取締装置を活用した取締りを行うなど、真に交通事故抑止に資する交通指導取締りを推進する。また、学校関係者等との合同による街頭活動や一斉交通指導取締りを行うなど、地域住民に安心感を与える活動も併せて推進する。

(6) 事業用自動車等の過積載違反等に対する交通指導取締りの推進

関係行政機関との情報共有等により過積載情報等を把握するとともに、あらゆる機会を通じて交通指導取締り及び事業者の背後責任の追及を行い、過積載違反等の防止を図る。

(7) 無車検車両に対する交通指導取締りの推進

関係行政機関と連携し、公道を走行する車検切れ車両に対する交通指導取締りを推進する。

| 種 目 | 4 道路交通秩序の維持 | 実 施 機 関 | 警察本部（高速） |
|---|---------------------------|------------|----------|
| 項 目 | (1) 交通指導取締りの強化等 | | |
| 細 目 | イ 高速自動車国道等における交通指導取締りの強化等 | | |
| <p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>高速道路では、単独事故から多重事故に発展するケースや、いわゆる「あおり運転」行為が大惨事に発展することがある。</p> <p>これらの高速道路の特徴を踏まえた悪質・危険・迷惑性の高い違反の交通指導取締りを強化し、安全な交通流の確保と交通秩序の維持を図る。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(1) 分析に基づく交通指導取締りの推進</p> <p>事故と違反のクロス分析を行い、事故が多発する区間等を重点活動区間に設定し、事故実態に即した重点的な交通指導取締りを推進する。</p> <p>なお、分析結果に基づく速度取締り重点路線等については、「交通指導取締りの検証結果及び速度取締り指針」として山口県警察ホームページで公表する。</p> <p>(2) 効果的な指導取締りの推進</p> <p>悪質・危険・迷惑性の高い速度超過、車間距離不保持等の違反や交通の流れを阻害する通行帯違反、事故時の被害を軽減するためのチャイルドシート及びシートベルト装着義務違反等の指導取締りを推進するほか、県警航空隊ヘリコプターと連携した取締りや、自動速度違反取締装置等の取締り機器を活用した効果的な取締りを実施する。</p> <p>(3) 警戒活動の推進</p> <p>交通事故の発生場所、時間帯及び急カーブ連続区間等の道路状況に応じ、事故多発箇所付近に赤色灯を点灯させたパトカーを警戒配置するなどし、運転者に対する注意喚起と速度抑制を目的とした警戒活動を展開する。</p> <p>(4) 広報啓発活動の推進</p> <p>関係機関・団体と連携して、あおり運転の防止、高速道路における緊急時の対処法や無理のない運行計画、速度抑制、全席シートベルト着用及び逆走防止対策等の広報活動を推進し、運転者の遵法精神と高速道路の安全利用意識の高揚を図る。</p> | | | |

| | | | |
|---|-------------------------------|------------|----------|
| 種 目 | 4 道路交通秩序の維持 | 実 施 機 関 | 警察本部（交指） |
| 項 目 | (2) 交通事故事件等に係る適正かつ綿密な捜査の一層の推進 | | |
| <p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>発生した交通事故事件について、適正かつ緻密な捜査を行い、「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」（平成25年法律第86号）を適切に適用するため、捜査体制・装備の充実強化を図り、客観的な証拠に基づいた捜査を推進する。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(1) 適正かつ緻密な交通事故事件捜査の推進</p> <p>交通事故事件捜査統括官等の捜査幹部による的確な捜査指揮や、交通事故鑑識官等による客観的証拠に基づく立証措置など、公判を見据えた適正な初動捜査と捜査管理を推進する。</p> <p>(2) 危険運転致死傷罪等の適切な立件を視野に入れた捜査の徹底</p> <p>飲酒運転、信号無視、著しい速度超過、妨害目的運転等が疑われる交通事故を中心として、初動捜査の段階から危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査を徹底する。</p> <p>(3) 交通事故事件等に係る捜査力の強化</p> <p>危険運転致死傷罪の適用が見込まれる事件やひき逃げ事件等の交通事故事件の捜査力を強化するため、交通鑑識を始めとした捜査体制の充実を図るとともに、捜査員に対する研修や個別指導を拡充し、交通警察の捜査能力の向上に努める。また、自動運転車に関わる交通事故事件に適切に対応できるよう体制及び資機材を整備するなど、必要な取組を推進する。</p> <p>(4) 交通事故事件等に係る科学的捜査の推進</p> <p>交通鑑識資機材等を効果的に活用するとともに、3Dレーザースキャナ等の資機材の整備を進め、客観的証拠に基づいた科学的な交通事故事件の捜査を推進する。</p> | | | |

| | | | |
|--|---------------|------------|-------------|
| 種 目 | 4 道路交通秩序の維持 | 実 施 機 関 | 警察本部（交指・運管） |
| 項 目 | (3) 暴走族等対策の推進 | | |
| <p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>暴走族や、暴走族風に改造した旧型自動二輪車等を連ねて、大規模な集団走行を行う旧車會グループ（以下「暴走族等」という。）に対しては、道路交通法のほか、あらゆる関係法令を適用した取締りを徹底するとともに、関係機関・団体と連携を強化して暴走族等を許さない社会環境づくりを推進する。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(1) 取締り等の強化</p> <p>ア 積極的な検挙等による暴走行為等の封じ込め</p> <p>暴走行為に対しては、装備資機材を効果的に活用し、あらゆる法令を適用した検挙の徹底を図る。</p> <p>また、大規模集会・集団走行に関する事前情報を入手した場合には、関係警察署間で情報を共有し、集会等の主催者に対する指導警告、検問、よう撃活動等の強化を図り、暴走</p> | | | |

行為等の封じ込め、徹底検挙を図る。さらに、複数の都道府県にまたがる広域暴走事件に迅速かつ効率的に対処するため、関係都道府県相互の連携と捜査協力を積極的に行う。

イ 不正改造車両等に対する取締り

騒音に係る整備不良車両運転、消音器不備、番号標表示義務違反等、車両の不正改造等に対する取締りを推進する。また、車両の不正改造事案については、整備通告を実施するとともに、関係機関との連携を強化し、不正改造業者に対する取締りを強化する。

ウ 暴走族グループ等の解体に向けた取組の推進

あらゆる活動を通じて暴走族グループ等に関する情報収集を行い、その実態を随時把握するとともに、構成員や周辺者らに対する個別指導・補導を実施するなどして、暴走族グループ等の解体、同グループからの離脱を促進するとともに、再組織化の防止を図る。

(2) 行政処分及び再犯防止措置の徹底

暴走行為に対する運転免許に係る行政処分を迅速かつ厳正に実施する。

特に、共同危険行為等の重大違反の唆し行為による運転免許の取消処分等の的確な実施に努める。

また、暴走行為に使用された車両の没収（没取）措置を徹底し、再犯防止措置を強化する。

(3) 総合的施策の推進

ア 関係機関等との連携強化

暴走族等及び少年の非行防止について、関係機関・団体等との連携強化を図る。また、各種交通規制を実施するとともに、道路構造面から暴走しにくい道路環境の整備、い集場所として利用されやすい施設の適切な管理、暴走行為を助長する車両の不正改造の防止等の措置について積極的に働き掛ける。

イ 暴走族等への加入防止対策の推進

暴走族等への人的供給を遮断するため、暴走行為に対する徹底検挙を通じて、若年者やその保護者に警鐘を鳴らすとともに、中・高生を対象とする各種安全教室の機会を通じて、暴走族等の危険性・悪質性について理解を深めさせるなど効果的な暴走族等への加入防止対策を推進する。

ウ 暴走族等追放気運の醸成

各種メディアに対して暴走族等による不法行為の実態、暴走族等の取締り状況等の資料提供を積極的に行うとともに、各種広報活動等を通じて暴走族等の追放気運の醸成を図るなどして、暴走族対策への県民の理解と協力の確保に努める。

| | | | |
|-----|--|-----|-------------|
| 種 目 | 5 車両の安全性の確保 | 実 施 | 中国運輸局山口運輸支局 |
| 項 目 | (1) 車両の安全性に関する基準等の改善の推進 | 機 関 | |
| 1 | 計画の実施方針及び重点施策 | | |
| | <p>これまで取り組んできた衝突時の被害軽減対策の進化・成熟化を図ることに加え、事故を未然に防止する予防安全対策について、自動運転技術を含む先進安全技術のより一層の普及促進と高度化等を行い、更に充実させる。</p> <p>なお、先進安全技術を円滑かつ効果的に社会に導入していくためには、安全性に関する基準</p> | | |

の拡充・強化のみならず、運転者がその機能を正確に把握して正しく使用してもらうための対策や、不幸にして発生してしまった事故についても車両構造面からの被害軽減対策を拡充するとともに、事故発生後の車両火災防止や車両からの脱出容易性の確保等、被害拡大防止対策を併せて推進する。

2 計画の内容

(1) 道路運送車両の保安基準の拡充・強化等

「大型車に備える事故情報計測・記録装置」に係る国連基準等の国内導入を行うとともに、国連自動車基準調和世界フォーラム（WP. 29）において引き続き基準調和を進めながら、車両の安全性向上に取り組む。

(2) 先進安全自動車（ASV）の開発・普及促進

第7期ASV推進計画を立ち上げ、「自動運転の高度化に向けたASVの更なる推進」を基本テーマとして、①既存のASV技術の正しい理解・利用のための効果的な普及戦略の検討、②運転者が明らかに誤った操作を行った場合等であってもシステムが安全操作を行う安全技術の在り方の検討、③通信や地図を活用した協調型の安全技術の実用化と普及に向けた共通仕様の検討、④自動運転車においてシステムが負うべき責任の範囲の整理についての検討等に取り組む。

(3) 高齢運転者による事故が相次いで発生している状況を踏まえた安全対策の推進

衝突被害軽減ブレーキ等を備えた安全運転サポート車（サポカー）の普及が進む一方、障害物や歩行者等の他の交通参加者の見落とし等、認知ミスに起因する高齢運転者による事故が発生していることを踏まえ、更なる事故防止につなげるため、運転者や他の交通参加者に報知する技術について検討を行う。

| 種 目 | 5 車両の安全性の確保 | 実 施 | 中国運輸局山口運輸支局 |
|---|----------------------|-----|-------------|
| 項 目 | (2) 自動運転車の安全対策・活用の推進 | 機 関 | |
| 1 計画の実施方針及び重点施策 | | | |
| <p>交通事故の多くが運転者のミスに起因しているため、先進安全技術の活用による自動運転の実用化は交通安全の飛躍的向上に資する可能性があると考えられるものの、自動運転技術は開発途上の技術でもあることから、自動運転車の活用促進と安全対策を促進する。</p> | | | |
| 2 計画の内容 | | | |
| (1) 自動運転車に係る安全基準の策定 | | | |
| <p>国連自動車基準調和世界フォーラム（WP. 29）において、自動運転に係る基準等について、議論を主導する。</p> | | | |
| (2) 安全な無人自動運転移動サービス車両の実現に向けた取組の促進 | | | |
| <p>高齢者等の移動に資する無人自動運転サービスの実現に向け、引き続き、車両の安全性を確保するための技術開発・実証実験を推進するほか、自動運転車を活用したサービスの実現を目指す事業者が実証実験を安全に行い事業化につなげられるよう、自動運転車が公道で直面しうるリスク要因に対する対応等をまとめた「セーフティアセスメント」のガイドライン策定を進める。</p> | | | |
| (3) 自動運転車に対する過信・誤解の防止に向けた取組の推進 | | | |

ユーザーが過信・誤解することなく自動運転車を使用できるよう、自動運転機能が適切に作動するのは走行環境条件内に限られること等についてユーザーへの周知方法を検討する。

(4) 自動運転車に係る電子的な検査の導入や審査・許可制度の的確な運用

令和6年10月から開始される「OBD検査（自動車に搭載された電子装置の故障や不具合の有無に関する検査）」の導入に向け、環境整備を進める。また、自動運転等の新技術を含む自動車の安全・環境性を確保するため、型式指定制度を着実に運用するとともに、ソフトウェアアップデートに係る許可制度の適確な運用等に努める。

(5) 自動運転車の事故に関する原因究明及び再発防止に向けた取組の推進

「自動運転車事故調査委員会」において、引き続き、自動運転車の事故調査に資する知見の収集を行うほか、自動運転車の実運用、実証実験中に事故が生じた際には、事故原因に関する調査分析を実施する。

| | | | |
|---|---------------------|-----|-------------|
| 種 目 | 5 車両の安全性の確保 | 実 施 | 中国運輸局山口運輸支局 |
| 項 目 | (3) 自動車アセスメント情報の提供等 | 機 関 | |
| 1 計画の実施方針及び重点施策 | | | |
| <p>自動車の安全装置の装備状況等の一般情報とともに、自動車の車種ごとの安全性に関する比較情報を公正中立な立場で取りまとめ、これを自動車ユーザーに定期的に提供する自動車アセスメント事業を推進する。また、先進技術に対する過信・誤解を防止するための情報の公表により、先進安全自動車（ASV）の安全に関する先進技術について国民の理解促進を図る。</p> | | | |
| 2 計画の内容 | | | |
| <p>交差点に対応した衝突被害軽減ブレーキ等を評価項目に追加するとともに、走行中や障害物のガラスに対応するペダル踏み間違い時加速抑制装置等の評価項目への追加に向けて試験・評価方法を検討する。引き続き、衝突安全性能、予防安全性能等の評価の取り組み、車両全体としての安全性を評価する総合評価方式による公表を行い、ユーザーが真に安全な自動車をより選択しやすいよう情報発信を行う。さらに、自動車アセスメント事業における情報発信及び先進技術に対する過信・誤解を防止するための情報の公表により、ASV技術等の自動車の安全に関する先進技術の理解促進を図る。</p> | | | |

| | | | |
|---|---------------------|-----|-------------|
| 種 目 | 5 車両の安全性の確保 | 実 施 | 中国運輸局山口運輸支局 |
| 項 目 | (4) 自動車の検査及び点検整備の充実 | 機 関 | |
| 1 計画の実施方針及び重点施策 | | | |
| <p>先進技術の導入により自動車の構造が複雑化する中、使用過程においてその機能を適切に維持するためには、これまで以上に適切な保守管理が重要であり、特に自動運転技術は、誤作動を起こした場合は事故に直結する可能性が高いことに鑑み、その機能を適切に保守管理するための仕組みや体制の整備を図る。</p> | | | |
| 2 計画の内容 | | | |
| (1) 自動車の検査の充実 | | | |
| <p>道路運送車両の保安基準の拡充・強化に合わせた検査体制の整備及び検査後の不正な改造</p> | | | |

を排除するため、関係機関と連携し、自動車検査の高度化を始めとした質の向上を推進することにより、自動車検査の確実な実施を図るとともに、令和6年10月開始予定の「OBD検査（自動車に搭載された電子装置の故障や不具合の有無に関する検査）」の導入に向けて、検査の合否判定に必要なシステム開発等の環境整備を進める。

また、街頭検査体制の充実強化を図ることにより、整備不良車両及び不正改造車両を始めとした基準不適合車両の排除等を推進する。

(2) 自動車点検整備の充実

ア 点検整備の充実

自動車ユーザーの保守管理意識を高揚し点検整備の確実な実施を図るため、9月・10月を強化月間として「自動車点検整備推進運動」を県下に展開し、自動車ユーザーによる保守管理の徹底を強力に促進する。

また、事業用自動車の安全確保のため、自動車運送事業者への監査、整備管理者研修等のあらゆる機会を捉え、車両の保守管理について指導を行い、その確実な実施を推進する。

さらに、大型車の車輪脱落事故やバスの車両火災事故、車体腐食による事故等の車両不具合による事故については、その原因の把握・究明に努めるとともに、点検整備方法に関する情報提供等により再発防止の徹底を図る。特に大型車の車輪脱落事故については、「大型車の車輪脱落事故防止に係る調査・分析検討会」が策定した「中間取りまとめ」により、事故防止対策を推し進める。

イ 不正改造車の排除

道路交通に危険を及ぼし、環境悪化の原因となるなど社会的問題となっている不正改造車を排除するため、6月を強化月間とする「不正改造車を排除する運動」を県下に展開し、自動車使用者及び自動車関係事業者等の不正改造防止に係る認識の更なる高揚を図るとともに、街頭検査の重点的实施等により、不正改造車の排除を徹底する。

また、不正改造を行った自動車特定整備事業者に対する立入検査の実施等を厳正に行う。

(3) 自動車特定整備事業の適正化

点検整備に対する自動車ユーザーの理解と信頼を得るため、自動車特定整備事業者に対し、整備料金、整備内容の適正化について、消費者保護の観点も含め、その実施の推進を指導する。

また、自動車特定整備事業者における経営管理の改善や生産性向上等への支援も推進する。

(4) 自動車整備技術の向上

令和2年4月に施行された特定整備制度について、電子制御装置の整備に必要な認証の早期取得等を周知し、電子制御装置整備における整備主任者等の講習を推進するとともに、自動車特定整備事業者の整備技術の高度化等への支援を行う。

(5) ペーパー車検等の不正事案に対する対処の強化

民間能力の活用等を目的として、指定自動車整備事業制度が設けられているが、依然として、ペーパー車検等の不正事案が発生していることから、制度の適正な運用・活用を図るため、事業者に対する指導監督を引き続き行う。

| | | | |
|--|------------------|-----|-------------|
| 種 目 | 5 車両の安全性の確保 | 実 施 | 中国運輸局山口運輸支局 |
| 項 目 | (5) リコール制度の充実・強化 | 機 関 | |
| <p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>自動車製作者の垣根を越えた装置の共通化・モジュール化が進む中、複数の自動車製作者による大規模なリコールが行われていることから、自動車のリコールをより迅速かつ確実に実施するため、引き続き、自動車製作者や装置製作者等からの情報収集を推進するとともに、安全・環境性に疑義のある自動車について独立行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所において現車確認等による技術検証を行う。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>自動車ユーザーの目線に立ったリコールの実施のために、自動車ユーザーからの不具合情報の収集を推進するとともに、自動車ユーザーに対して、自動車の不具合に対する関心を高めるためのリコール関連情報等の提供に努める。</p> | | | |

| | | | |
|--|----------------|-----|------------|
| 種 目 | 5 車両の安全性の確保 | 実 施 | 警察本部（交企） |
| 項 目 | (6) 自転車の安全性の確保 | 機 関 | 県環境生活部（県民） |
| <p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>自転車の安全性を確保し、自転車事故を防止するため、駆動補助機付自転車（人の力を補うため原動機を用いるもの）及び普通自転車の型式認定制度を活用する。</p> <p>また、令和6年4月1日、「山口県自転車の安全で適正な利用促進条例」の施行に伴い、自転車利用者が定期的に点検整備や正しい利用方法等の指導を受ける気運の醸成を図るとともに、近年自転車が加害者となる事故に関し、高額な賠償額となるケースもあり、こうした賠償責任を負った際の支払い原資を確保し、被害者の救済を図るため、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進する。</p> <p>さらに、夜間の交通事故を防止するため、ライト点灯の徹底と反射材の普及を促進し、自転車の視認性の向上を図る。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(1) 関係機関と連携した点検制度の普及</p> <p>山口県自転車軽自動車商協同組合等の関係団体と連携し、自転車安全整備制度による定期的な点検整備の徹底、TSマークを始めとする各種自転車損害賠償責任保険等への加入を呼びかけるなど、自転車の安全で適正な利用に向けた活動を推進する。</p> <p>(2) 使用者自身による自転車点検の推進</p> <p>自転車の日常点検・定期点検の必要性を呼び掛けるとともに、自転車使用者による自転車の安全点検方法等を自転車教室や交通教室の機会を捉えて指導・促進する。</p> <p>(3) 自転車用反射材の普及</p> <p>「反射材・ハイビーム活用促進県民運動」を推進し、夜間の自転車の視認性の向上に効果のある反射材の普及と活用の促進を図る。</p> | | | |

| 種 目 | 6 救助・救急体制の整備 | 実 施 | 県総務部（消保・防災） |
|---|----------------|-----|-------------|
| 項 目 | (1) 救助・救急体制の整備 | 機 関 | 県健康福祉部（医政） |
| <p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>交通事故による負傷者の生存率を向上させるため、救助・救急体制の整備、充実を図るとともに、バイスタンダー（現場に居合わせた人）による応急手当の普及等を推進する。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(1) 救助体制の整備・拡充</p> <p>交通事故に起因する救助活動の増大や事故の種類・内容の複雑多様化に対処するため、消防防災ヘリを活用した市町消防機関等の救助体制の整備・充実を図るとともに、関係機関との連携を密にして救助活動の円滑な運用に努める。</p> <p>(2) 多数傷者発生時における救助・救急体制の充実</p> <p>大規模道路交通事故等の多数の負傷者が発生する大事故に対処するため、広域災害・救急医療情報システム等による情報の共有や、救護訓練の実施及び消防機関と医療機関等の連携による救助・救急体制の充実を図る。</p> <p>(3) 自動体外式除細動器（AED）の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進</p> <p>交通事故による負傷者の救命を図り、また、被害を最小限にとどめるためには、バイスタンダー（現場に居合わせた人）により、負傷者に対する迅速、適切な応急手当が行われるようにする必要がある。自動体外式除細動器（AED）の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の知識・実技の普及を図るため、消防機関における指導資料の作成・配布、講習会の開催等を推進するとともに、救急の日、救急医療週間等の機会を通じて広報啓発活動を積極的に推進する。また、普及講習の指導に従事する応急手当指導員や応急手当普及員の養成を推進する。</p> <p>(4) 救急救命士の養成・配置等の促進、ドクターカーの活用促進</p> <p>プレホスピタルケア（救急現場及び搬送途上における応急処置）の充実のため、消防機関において救急救命士を計画的に配置できるよう計画的に養成を図る。また、救急救命士が行える気管挿管、薬剤投与及び輸液等の特定行為を円滑に実施するため、指導救命士を中心とした講習及び実習の実施を推進するとともに、ドクターカー（医師等が同乗する救急自動車）の活用促進を図る。</p> <p>また、医師の指示又は指導・助言の下に救急救命士を含めた救急隊員による応急処置等の質を保障するメディカルコントロール体制の充実を図る。</p> <p>(5) 救助・救急用資機材の整備の推進</p> <p>救助工作車、救助資器材、高規格救急自動車、高度救命処置用資器材等の整備を進めるとともに、山口県広域災害・救急医療情報システムの効率的な活用により救助救急業務の円滑な運用に努める。</p> <p>(6) 消防防災ヘリコプターによる救急業務の推進</p> <p>ヘリコプターは、事故の状況把握、負傷者の救急搬送に有効であることから、ドクターヘリとの相互補完体制を含めて、救急業務におけるヘリコプターの積極的活用を推進する。</p> <p>(7) 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実</p> <p>複雑多様化する救助・救急事象に対応すべく、救助・救急隊員の知識・技術等の向上を図</p> | | | |

るため、消防学校や消防機関における教育訓練の充実に努める。

(8) 高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備

高速自動車国道における救急業務について、消防機関と協力して迅速かつ効果的な人命救助を行う。

また、西日本高速道路株式会社は救急業務実施市町等に対して財政措置を講じる。

| 種 目 | 6 救助・救急体制の整備 | 実 施 | 県健康福祉部（医政） |
|--|---------------|-----|------------|
| 項 目 | (2) 救急医療体制の整備 | 機 関 | 県総務部（消保） |
| 1 計画の実施方針及び重点施策 | | | |
| <p>初期、二次及び三次救急医療機関、消防機関等の関係機関の協力・連携を密にし、救急医療体制の一層の整備充実に図り、救急患者の医療を確保する。</p> | | | |
| 2 計画の内容 | | | |
| (1) 救急医療機関等の整備 | | | |
| <p>ア 初期救急医療体制の整備</p> <p>救急医療体制の基盤となる初期救急医療体制を整備拡充するため、在宅当番医制の充実確保や準夜帯等の診療体制の整備を図る。</p> | | | |
| <p>イ 二次救急医療体制の整備</p> <p>入院治療を必要とする救急患者は、二次医療圏ごとの病院群輪番制病院や共同利用型病院等により対応しており、参加病院の確保や地域内の医療施設の役割分担と連携を進めながら、診療体制の整備充実に図る。</p> | | | |
| <p>ウ 三次救急医療体制の整備</p> <p>重傷及び複数の診療科にわたる重篤な救急患者を受け入れる三次救急医療体制として、救命救急センターの整備や診察機能の充実強化等、更なる高度化を図る。</p> | | | |
| (2) 救急医療担当医師・看護師等の養成等 | | | |
| <p>ア 救急医療担当医師の養成等</p> <p>医師修学資金貸付制度等により救急医療に携わる医師の養成・確保に努める。</p> <p>また、救命救急センター等で救急医療を担当している医師に対しても、地域における救急患者の救命率をより向上させるための研修への参加機会を確保し、救急医療従事者の確保とその資質の向上を図る。</p> | | | |
| <p>イ 救急医療担当看護師等の養成等</p> <p>新人看護職員研修等において、救急医療に関する知識や技術の修得に向けた取組を支援するなど、看護師の能力の向上を目指す。</p> <p>また、保健所等行政機関に勤務する保健師等を対象にした救急医療指導者講習会を通じて、地域における救急蘇生法等に関する普及方策等の企画・運営を行う者の養成を図る。</p> | | | |
| (3) ドクターヘリ事業の推進 | | | |
| <p>事業主体である山口大学医学部附属病院を支援し、関係消防・医療機関との連携を促進する。</p> | | | |
| (4) 自動体外式除細動器（AED）の普及啓発と適正管理 | | | |

心肺停止患者の救命率の向上を図るため、心肺停止患者の発生現場に居合わせた者が自動体外式除細動器（AED）を使用して救急活動を的確に行えるよう、県民を対象としたAED実技講習会を開催するなど普及啓発に努めるとともに、管理不備による重大事象の発生を防ぐため、自動体外式除細動器（AED）の適正管理について設置者等への周知を図る。

また、緊急時の応急処置に役立てるよう、AEDマップを活用し、県内の設置状況を広く県民に周知する。

| | | | |
|--|---------------------|-----|------------|
| 種 目 | 6 救助・救急体制の整備 | 実 施 | 県健康福祉部（医政） |
| 項 目 | (3) 救急関係機関の協力関係の確保等 | 機 関 | 県総務部（消保） |
| <p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>救急医療機関への迅速かつ円滑な収容を確保するため、救急医療機関、消防機関等の関係機関における緊密な連携・協力関係の確保を推進するとともに、救急医療機関内の受入れ・連絡体制の明確化を図る。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>県救急業務高度化推進協議会、地域メディカルコントロール協議会等を通じて、医療機関、消防機関、県医師会や郡市医師会、市町等との連携を図りながら、協力体制を確保する。</p> <p>さらに、特に多くの被害者の生じる大規模な事故が発生した場合に備えて、災害派遣医療チーム（DMAT）との連携体制を確保する。</p> | | | |

| | | | |
|--|---------------------|------------|---------------------------------------|
| 種 目 | 7 被害者支援の推進 | 実 施 機 関 | 中国運輸局山口運輸支局 警察本部（交指） 県環境生活部（県民） |
| 項 目 | (1) 自動車損害賠償保障制度の充実等 | | |
| <p>1 計画の実施方針と重点施策</p> <p>交通事故被害者等は、交通事故により多大な肉体的、精神的及び経済的打撃を受けたり、又はかけがえのない生命を絶たれたりしており、このような交通事故被害者等を支援することは極めて重要である。</p> <p>このため、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）等のもと、交通事故被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進する。</p> <p>特に、交通事故による重度後遺障害者数は依然として高い水準にあることから、重度後遺障害者に対する救済対策の充実を図る。</p> <p>また、近年、自転車が加害者になる事故において、高額な賠償額となるケースもあり、こうした賠償責任を負った際の支払い原資を担保し、被害者の救済を図るため、関係団体等と連携して、自転車損害賠償責任保険等への加入を加速化する。</p> <p>さらに、交通事故被害者等は、精神的にも大きな打撃を受け、交通事故に係る知識、情報が乏しいことが少なくないことから、交通事故に関する相談を受けられる機会を充実させるとともに、交通事故の概要、捜査経過等の情報を適時適切に提供し、被害者やその遺族に寄り添った支援を積極的に推進する。</p> | | | |

2 計画の内容

自動車事故による被害者の救済対策の中核的役割を果たしている自動車損害賠償保障制度については、今後とも、社会経済情勢の変化、交通事故発生状況の変化等に対応して、その改善を推進し、被害者救済の充実を図る。

(1) 自動車損害賠償責任保険（共済）の適正化の推進

被害者に対する適切な情報提供の徹底に係る保険会社（組合）への指導等及び指定紛争処理機関の保険（共済）金支払に係る紛争の調停等により保険（共済）金の支払の適正化を推進する。

(2) 政府の自動車損害賠償保障事業の適正な運用

自賠責保険（自賠責共済）による救済を受けられないひき逃げや無保険（無共済）車両による事故の被害者への救済の観点から、引き続き政府の自動車損害賠償保障事業の適正な運営を図る。

(3) 無保険（無共済）車両対策の徹底

自動車損害賠償責任保険（共済）の期限切れ、掛け忘れに注意が必要であることを広報活動等を通じて広く国民に周知するとともに、街頭における監視活動等による注意喚起を推進し、無保険（無共済）車両の運行の防止を徹底する。

(4) 任意の自動車保険（自動車共済）の充実等

自賠責保険（自賠責共済）と共に重要な役割を果たしている任意の自動車保険（自動車共済）は、自由競争のもと、補償範囲や金額、サービスの内容も多様化してきており、交通事故被害者等の救済に大きな役割を果たしているが、被害者救済等の充実に資するよう制度の改善及び安定供給の確保に向けて引き続き指導を行う。

| 種 目 | 7 被害者支援の推進 | 実 施 | 県環境生活部（県民） |
|-----|---|-----|------------|
| 項 目 | (2) 損害賠償請求に関する援助活動の推進 | 機 関 | 警察本部（交指） |
| 1 | 計画の実施方針及び重点施策 | | |
| | 地方公共団体における交通事故相談所等を活用し、地域における交通事故相談活動を推進する。 | | |
| 2 | 計画の内容 | | |
| (1) | 交通事故相談活動の推進 | | |
| | ア 交通事故相談所等における円滑かつ適正な相談活動を推進するため、交通事故相談所等は、日弁連交通事故相談センター、交通事故紛争処理センター、その他民間の犯罪被害者支援団体等の関係機関・団体等との連携協調を図る。 | | |
| | イ 交通事故被害者等の心情に配慮した相談業務の推進を図るとともに、相談内容の多様化・複雑化に対処するため、研修等を通じて、相談員の資質の向上を図る。 | | |
| | ウ 交通事故相談所等において各種広報を行うほか、地方公共団体のホームページや広報誌の積極的な活用等により交通事故相談活動の周知徹底を図り、交通事故当事者に対し、広く相談の機会を提供する。 | | |
| (2) | 損害賠償請求に関する支援の強化 | | |
| | 警察においては、救済制度の教示や交通事故相談活動の実施により、交通事故被害者等の支援を図る。 | | |

| | | | |
|-----|--------------------|------------|--|
| 種 目 | 7 被害者支援の推進 | 実 施 機 関 | 警察本部（交指・運管） 県環境生活部（県民） 中国運輸局山口運輸支局 |
| 項 目 | (3) 交通事故被害者支援の充実強化 | | |

1 計画の実施方針及び重点施策

交通事故被害者は、交通事故により肉体的、精神的及び経済的に大きな打撃を受けたり、かけがえのない生命を絶たれたりしている上、交通事故に係る知識、情報が乏しいことから、関係機関・団体と連携して交通事故に関する相談を受けられる機会を充実させるとともに、交通事故の概要、捜査経過等の情報を適時適切に提供するなど、交通事故被害者等の心情に配慮した相談業務を行うなどの被害者支援を積極的に推進する。

2 計画の内容

(1) 交通事故被害者等に対する適切な情報の提供等

平素から、交通捜査員に対して交通事故被害者等の心情に配慮し適切に対応させる。また、被害者連絡調整官の効果的な運用、犯罪被害者支援部門との緊密な連携等の組織的な被害者支援体制の構築に努め、交通事故被害者等に対して、交通事故の概要、捜査状況等を積極的に連絡する。

(2) 行政処分に関する情報開示

交通事故被害者等から加害者の行政処分に係る意見の聴取等の期日等について問合せがあった場合や、交通死亡事故の遺族、重度後遺障害を受けた者及びその直近の家族から加害者に対する行政処分結果について問合せを受けた場合には、適切な情報の提供に努める。

(3) 交通事故被害者等の心情に配慮した相談活動の推進

「被害者の手引」及び「現場配布用リーフレット」の配布等により、刑事手続の流れ、交通事故によって生じた損害の賠償を求める手続、ひき逃げ事件や無保険車両による交通事故の被害者に国が損害を補填する救済制度、各種相談窓口等について説明を行うとともに、交通事故被害者等からの要望を聴取するなど、その心情に配慮した相談活動を推進する。

(4) 交通事故被害者等の声を反映した講習等の推進

各種講習において交通事故被害者等の切実な訴えが反映された講習用映像資料や手記等を活用するほか、交通事故被害者等の講話を取り入れるなどにより、交通事故被害者等の声を反映した講習の実施に努める。

また、交通事故被害者等の手記を取りまとめた冊子、パンフレット等を作成し、交通安全講習会等で配布することや、交通安全の集い等における交通事故被害者等の講演を実施することを通じ、交通事故被害者等の現状や交通事故の惨状等に関する県民の理解増進に努める。

(5) 関係機関等との連携の強化

交通安全活動推進センターにおける精神的被害に対するカウンセリング等を含む交通事故相談の活用等、交通事故被害者等への関係機関に関する情報の教示に努める。

また、交通事故被害者サポート事業の中で開催する意見交換会等を通じ、支援に携わる関係機関等の意思疎通及び連携強化を図り、交通事故被害者等の精神的な支援の充実に努める。

(6) 公共交通事故被害者への支援

公共交通事故による被害者等への支援の確保を図るために国土交通省に設置された公共交通事故被害者支援室では、①公共交通事故が発生した場合の情報提供のための窓口機能、②

被害者等が事故発生後から再び平穏な生活を営むことができるまでの中長期にわたるコーディネート機能（被害者等からの心身のケア等に関する相談への対応や専門家の紹介等）を担うこととしており、引き続き、関係者からの助言により、外部の関係機関とのネットワークの構築及び公共交通事故被害者等支援フォーラムの開催、公共交通事業者による被害者等支援計画作成の促進等、公共交通事故の被害者等への支援に係る取組を着実に進めていく。

3 公共交通事故被害者への支援

航空、鉄道等公共交通における事故による被害者等への支援の確保を図るため、国土交通省に設置された公共交通事故被害者支援室を活用し、事故被害者やその家族等に対する支援活動を行う。

| | | | |
|--|-------------------------|------------|----------|
| 種 目 | 8 研究開発の充実 | 実 施 機 関 | 警察本部（交企） |
| 項 目 | (1) 高齢者の交通事故防止に関する研究の推進 | | |
| <p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>高齢者人口及び高齢運転免許保有者の増加に伴う交通事故情勢の推移に対応して、高齢者が安全にかつ安心して移動・運転できるよう適切な安全対策に反映させるため、交通行動特性等に関する調査研究を推進する。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>高齢化の進展に伴う高齢被害者事故の防止や歩行者事故を削減するため、被害者の追跡調査や道路交通現場における対象者の行動に関する調査研究を推進する。</p> | | | |

| | | | |
|--|--------------------|------------|-------------|
| 種 目 | 8 研究開発の充実 | 実 施 機 関 | 中国運輸局山口運輸支局 |
| 項 目 | (2) 車両の安全に関する研究の推進 | | |
| <p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>交通事故の発生要因が複雑化、多様化していることから、有効かつ適切な交通対策を推進するため、車両の安全に関する研究の推進を図る。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>交通事故を未然に防ぐために必要な車両に係る技術や、万が一事故が発生した場合に乗員、歩行者等の保護を行うために必要な車両に係る技術等の研究開発を推進する。</p> | | | |

| | | | |
|--|-------------------------|------------|------------------------|
| 種 目 | 8 研究開発の充実 | 実 施 機 関 | 県環境生活部（県民） 警察本部（交企） |
| 項 目 | (3) 交通安全対策の評価・効果予測方法の充実 | | |
| <p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>交通安全対策のより効率的・効果的・重点的な推進を図るため、交通安全運動終了後に各種対策の効果評価を行い、よりの確な実施結果を得ることによって、次の交通安全運動から効</p> | | | |

率的かつ効果的な施策が行えるよう交通安全対策を図る。

2 計画の内容

春・秋の全国交通安全運動における効果評価を実施する。

| | | | |
|---|--|------------|-------------------------|
| 種 目 | 8 研究開発の充実 | 実 施 機 関 | 中国運輸局山口運輸支局 警察本部（交企） |
| 項 目 | (4) 安全な自動運転を実用化するための制度 の在り方に関する調査研究 | | |
| 1 計画の実施方針及び重点施策 | | | |
| <p>レベル3以上の自動運転の実用化や自動運転車へのインフラ支援等、先端技術の活用により、交通事故の更なる減少が期待される所であり、今後の国際的な議論及び自動運転に関する技術の進展に留意しつつ、安全性の確保を前提とした自動運転を実用化するための交通ルールのあり方や安全性の担保方策等について、技術開発等の動向を踏まえつつ検討を進める。</p> | | | |
| 2 計画の内容 | | | |
| <p>従来の「運転者」の存在を前提としない場合における交通ルールの在り方や、自動運転システムがカバーできない事態が発生した場合の安全性の担保方策等について、技術開発等の動向を踏まえつつ検討を進める。</p> | | | |

令和6年度山口県交通安全実施計画

第2 鉄道交通の安全

| | | | |
|---|------------------------------------|------------|----------|
| 種 目 | 1 鉄道交通環境の整備 | 実 施 機 関 | 中国運輸局鉄道部 |
| 項 目 | (1) 鉄道施設等の安全性の向上 (2) 運転保安設備等の整備 | | |
| 1 計画の実施方針及び重点施策 | | | |
| (1) 鉄道施設等の安全性の向上 | | | |
| <p>鉄道施設の維持管理及び補修を適切に実施するとともに、老朽化が進んでいる橋梁等の施設について、長寿命化に資する補強・改良を進める。地域鉄道については、補助制度等を活用しつつ、施設、車両等の適切な維持・補修等の促進を図る。さらに、研究機関の専門家による技術支援制度を活用するなどして技術力の向上についても推進する。</p> <p>また、多発する自然災害へ対応するために、防災・減災対策の強化が喫緊の課題となっている。このため、切土や盛土等の土砂災害への対策の強化等を推進する。切迫する南海トラフ地震等に備えて、鉄道ネットワークの維持や一時避難場所としての機能の確保等を図るため、主要駅や高架橋等の耐震対策を推進する。</p> <p>さらに、駅施設等について、高齢者や視覚障害者を始めとする全ての旅客のプラットホームからの転落・接触等を防止するため、ホームドアの整備を加速化するとともに、ホームドアのない駅での高齢者等の転落事故を防止するため、新技術等を活用した転落防止対策を推進する。</p> | | | |
| (2) 運転保安設備等の整備 | | | |

曲線部等への速度制限機能付き自動列車停止装置（A T S）、運転士異常時列車停止装置、運転状況記録装置等の整備については引き続き推進を図る。

2 計画の内容

| 事業主体 | 項 目 | 事業量 | 事業費(千円) | 備 考 |
|-------------|-------------|---------------|-----------|------------------------|
| 西日本 旅客鉄道 | 軌道の強化 ほか | 26,637本 ほか | 1,736,284 | まくら木交換 脱線防止ガード設置 |
| | 耐震補強 | 19か所 | 2,485,496 | RC単柱橋脚耐震補強 高架橋柱耐震補強 |
| | 線路防護設備の整備 | 3か所 | 489,500 | のり面工改良 |
| | 駅施設等の整備 | 2か所 | 313,500 | 厚狭駅エレベーター |
| | 信号保安設備等の整備 | 74か所 | 1,864,373 | 中継信号機新設ほか |
| | 小 計 | | 6,889,153 | |
| 日本貨物 鉄道 | 軌道の強化 ほか | 307本 ほか | 32,700 | 新南陽、下関、岩国、 宇部、幡生機関区 |
| | 電路設備の整備 | 1件 | 6,158 | 信号機柱他取替 |
| | 小 計 | | 38,858 | |
| 錦川鉄道 | 軌道の強化 ほか | 284本 ほか | 23,900 | 重軌条化 PCまくら木化 |
| | その他鉄道線路の整備 | — | 13,290 | 道床補充等 |
| | 保安通信設備の整備 | — | 30,300 | 通信ケーブル更新 |
| | 小 計 | | 67,490 | |
| 合 計 | | | 6,995,501 | |

| 種 目 | 2 鉄道交通の安全に関する知識の普及 | 実 施 機 関 | 中国運輸局鉄道部 |
|-----|--|------------|----------|
| 1 | <p>計画の実施方針及び重点施策</p> <p>運転事故の約9割を占める人身障害事故と踏切障害事故の多くは、利用者や踏切通行者、鉄道沿線住民等が関係するものであることから、これらの事故の防止には、鉄道事業者による安全対策に加えて、利用者等の理解と協力が必要である。このため、学校、沿線住民、道路運送事業者等を幅広く対象として、関係機関等の協力のもと、全国交通安全運動や踏切事故防止キャンペーンの実施等により広報活動を積極的に行い、鉄道の安全に関する正しい知識を浸透させる。</p> <p>また、これらの機会を捉え、駅ホーム及び踏切道における非常押ボタン等の安全設備について分かりやすい表示の整備や非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図る。</p> | | |
| 2 | <p>計画の内容</p> <p>人身障害事故、踏切障害事故、鉄道妨害及び線路内立入り等を防止するため、全国交通安全運動、踏切事故防止キャンペーン等の機会を捉え、広報活動等を行う。</p> | | |

| | | | |
|---|--|------------|----------|
| 種 目 | 3 鉄道の安全な運行の確保 | 実 施 機 関 | 中国運輸局鉄道部 |
| 項 目 | (1) 保安監査の実施 (2) 運転士の資質の保持 (3) 安全上のトラブル情報の共有・活用 | | |
| 1 計画の実施方針及び重点施策 | | | |
| (1) 保安監査の実施 | | | |
| <p>鉄道事業者に対し、定期的又は重大な事故等の発生を契機に保安監査を実施し、輸送の安全確保に関する取組の状況、施設及び車両の保守管理状況、運転取扱いの状況及び乗務員等に対する教育訓練の状況等について適切な指導を行うとともに、過去の指導のフォローアップを実施する。</p> <p>また、計画的な保安監査のほか、同種トラブル発生等の際にも臨時保安監査を行うなど、メリハリの効いたより効果的な保安監査を実施するなど、保安監査の充実を図る。</p> | | | |
| (2) 運転士の資質の保持 | | | |
| <p>運転士の資質の確保を図るため、動力車操縦者運転免許試験を適正に実施する。</p> <p>また、資質が保持されるよう運転管理者及び乗務員指導管理者が教育等について、適切に措置を講ずるよう指導する。</p> | | | |
| (3) 安全上のトラブル情報の共有・活用 | | | |
| <p>鉄道事業者の安全担当管理者による鉄軌道保安連絡会議・運転管理者会議を開催し、事故及びその再発防止対策に関する情報共有等を行う。また、安全上のトラブル情報を収集し、速やかに鉄道事業者へ周知・共有することにより事故等の再発防止に活用する。</p> <p>さらに、運転状況記録装置等の活用や現場係員による安全上のトラブル情報の積極的な報告を推進するよう指導する。</p> | | | |
| 2 計画の内容 | | | |
| (1) 保安監査の実施 | | | |
| <p>定期的な保安監査は事業者の規模等を勘案し、適切な周期で実施するとともに、重大な事故等が発生した場合には、速やかに事故調査、保安監査等を実施する。</p> <p>このほか、年末年始の輸送等安全総点検により、事業者の安全意識を向上させる。</p> | | | |
| (2) 運転士の資質の保持 | | | |
| <p>乗務員等の資質の向上が図られるよう、乗務員及び運転関係従事員に対する職場内教育・訓練等の充実を図るよう指導する。</p> | | | |
| (3) 安全上のトラブル情報の共有・活用 | | | |
| <p>事故等の情報に加え、安全上のトラブル情報を収集、共有化することにより、収集した情報の有効活用を図る。</p> | | | |

| | | | |
|--|---------------|------------|---------------------|
| 種 目 | 3 鉄道の安全な運行の確保 | 実 施 機 関 | 下関地方気象台 中国運輸局鉄道部 |
| 項 目 | (4) 気象情報等の充実 | | |
| 1 計画の実施方針及び重点施策 | | | |
| <p>鉄道交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等</p> | | | |

の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、乗務員等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。

特に、竜巻等の激しい突風による列車転覆等の被害の防止に資するため、竜巻注意情報を適時・適切に発表するとともに、分布図形式の短時間予測情報として竜巻発生確度ナウキャストを提供する。また、走行中の列車における地震発生時の転覆等の被害の防止に資するため、緊急地震速報（予報及び警報）の鉄道交通における利活用の推進を図る。

鉄道事業者は、これらの気象情報等を早期に収集・把握し、運行管理へ反映させることで、安全を確保しつつ、鉄道施設の被害軽減と安定輸送に努める。

2 計画の内容

- (1) 特別警報・警報・予報等の適時・適切な発表、迅速な伝達を行い、効果的利活用の推進を図る。
- (2) 大雨、突風、地震、津波、火山等の監視・警報体制の整備、観測施設の更新を行う。
- (3) 線状降水帯による大雨の可能性を半日程度前から呼びかける気象情報や、線状降水帯に伴う大雨による災害発生の危険度の急激な高まりを解説する「顕著な大雨に関する気象情報」の提供を行う。

| | | | |
|---|--------------------------|--------------|----------|
| 種目 | 3 鉄道の安全な運行の確保 | 実施 機 関 | 中国運輸局鉄道部 |
| 項目 | (5) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応 | | |
| <p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>国及び鉄道事業者における夜間・休日の緊急連絡体制等を点検・確認し、大規模な事故等が発生した場合に、迅速かつ的確な情報の収集・連絡を行う。</p> <p>事故等が発生した場合の混乱を軽減するため、鉄道事業者に対し、列車の運行状況を的確に把握して、鉄道利用者への適切な情報提供を行うとともに、迅速な復旧に必要な体制を整備するよう指導する。</p> <p>また、情報提供に当たっては、事故等発生時における多言語案内体制の強化も指導する。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>鉄道事業者に対する保安監査、運輸安全マネジメント評価及び全国交通安全運動等の機会を捉え、大規模な事故又は災害が発生した場合の情報伝達、事業者内における対策本部の設置、関係機関への情報展開と支援要請等を行う体制の構築状況について確認し、必要に応じて助言等を行う。</p> <p>また、上記の機会を捉え、輸送障害等に基づいて乗客等に情報提供を行う体制が構築され、適切に運用されているかについて確認する。</p> | | | |

| | | | |
|------------------------|---------------------|--------------|----------|
| 種目 | 3 鉄道の安全な運行の確保 | 実施 機 関 | 中国運輸局鉄道部 |
| 項目 | (6) 運輸安全マネジメント評価の実施 | | |
| <p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> | | | |

鉄道事業者の安全管理体制の構築・改善状況を国が確認する運輸安全マネジメント評価を引き続き実施する。また、運輸安全マネジメント評価を通じて、運輸事業者による防災意識の向上及び事前対策の強化等を図り、運輸防災マネジメントの取組を強化するとともに、感染症による影響を踏まえた運輸事業者の安全への取組と事業者によるコンプライアンスを徹底・遵守する意識付けの取組を的確に確認する。

2 計画の内容

中国運輸局が実施する「運輸安全マネジメント評価」は、保安監査と連携しながら、より効果的に実施する。

| | | | |
|--|---------------|------|----------|
| 種目 | 3 鉄道の安全な運行の確保 | 実施機関 | 中国運輸局鉄道部 |
| 項目 | (7) 計画運休への取組 | | 下関地方気象台 |
| <p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>鉄道事業者に対し、大型の台風等が接近・上陸する場合等、気象状況により列車の運転に支障が生ずるおそれ予測されるときは、一層気象状況に注意するとともに、安全確保の観点から路線の特性に応じて、前広に情報提供した上で計画的に列車の運転を休止するなど、安全の確保に努めるよう指導する。</p> <p>また、情報提供に当たっては、事故等発生時における多言語案内体制の強化も指導する。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>気象状況により列車の運転に支障が生ずるおそれ予測されるときは、前広に情報提供した上で計画運休等を行うことにより安全確保に努めるよう指導する。</p> | | | |

| | | | |
|---|---------------|------|----------|
| 種目 | 4 鉄道車両の安全性の確保 | 実施機関 | 中国運輸局鉄道部 |
| <p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>発生した事故や科学技術の進歩を踏まえつつ、適切に鉄道車両の構造・装置に関する保安上の技術基準を見直す。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>車両に起因する事故等が発生した場合、必要により車両の緊急点検の実施について指示する。</p> <p>また、鉄道事業者に対する保安監査等の機会を捉え、車両検査においては、新技術を取り入れた検査機器の導入による検査精度の向上、それに対応した検修担当者の教育・訓練の実施による検査体制の充実、及び検査データ並びに故障データ等の分析に基づく保守管理等、車両の信頼性向上に努めるよう指導する。</p> | | | |

| | | | |
|------------------------|--------------|------|----------|
| 種目 | 5 救助・救急活動の充実 | 実施機関 | 中国運輸局鉄道部 |
| <p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> | | | |

鉄道の重大事故等に備え、避難誘導、救助・救急活動を迅速かつ的確に行うため、訓練の充実や鉄道事業者、消防機関及び医療機関その他の関係機関との連携・協力体制の強化を図る。

また、鉄道職員に対する自動体外式除細動器（AED）の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動を推進する。

2 計画の内容

避難誘導、救助・救急活動を迅速かつ的確に行うため、関係機関との連携・協力体制の強化を図るとともに、事故復旧、非常召集等の訓練を実施するよう指導する。

| 種 目 | 6 被害者支援の推進 | 実 施 機 関 | 中国運輸局鉄道部 県警本部（交指） |
|-----|---|------------|----------------------|
| 1 | <p>計画の実施方針及び重点施策</p> <p>公共交通事故による被害者等への支援の確保を図るため、国土交通省に設置した公共交通事故被害者支援室では、①公共交通事故が発生した場合の情報提供のための窓口機能、②被害者等が事故発生後から再び平穏な生活を営むことができるまでの中長期にわたるコーディネーション機能（被害者等からの心身のケア等に関する相談への対応や専門家の紹介等）を担うこととしている。引き続き、関係者からの助言を踏まえ、外部の関係機関とのネットワークの構築、公共交通事故被害者等支援フォーラムの開催及び公共交通事業者による被害者等支援計画作成の促進等、公共交通事故の被害者等への支援の取組を着実に進めていく。</p> | | |
| 2 | <p>計画の内容</p> <p>交通事故被害者等への充実した支援を迅速に行うため、鉄道事業者・行政等の関係機関との連携・協力体制の強化を図る。</p> <p>また、鉄道事業者に対しても交通事故被害者等への支援が迅速に図られるよう、機会を捉えて指導・助言を行う。</p> | | |

| 種 目 | 7 鉄道事故等の原因究明と事故等防止 | 実 施 機 関 | 中国運輸局鉄道部 |
|-----|---|------------|----------|
| 1 | <p>計画の実施方針及び重点施策</p> <p>鉄道事故及び鉄道事故の兆候（鉄道重大インシデント）の原因究明をさらに迅速かつ的確に行うため、調査を担当する職員は専門的な研修を受講し、調査技術の向上を図るとともに、新たな調査機材を活用した調査手法の構築や過去の事故調査で得られたノウハウ、同種事故の比較分析等、事故調査結果のストックの活用等により、調査・分析手法の高度化を図る。</p> <p>また、事故等の調査結果については、「保安情報」として鉄道事業者へ周知し、同種事故の未然防止に向け指導する。</p> | | |
| 2 | <p>計画の内容</p> <p>鉄道事業者と中国運輸局間における連絡会議等の開催、保安情報の活用等により、事故情報の展開を図り、効果的な事故防止対策の検討等を行う。</p> | | |

| 令和6年度山口県交通安全実施計画 | | | |
|--|---------------------------------------|------|---|
| 第3 踏切道における交通の安全 | | | |
| 種目 | 1 踏切道の立体交差化、構造改良の推進及び歩行者等立体横断施設の整備の促進 | 実施機関 | 中国運輸局鉄道部 中国地方整備局（山口河川国道） 県土木建築部（建設・整備・都計） |
| <p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>遮断時間が特に長い踏切道（開かずの踏切）や、主要な道路で交通量の多い踏切道等については、抜本的な交通安全対策である連続立体交差化等により、踏切道の除却を促進するとともに、道路の新設・改築に当たっては、極力立体交差化を図る。</p> <p>加えて、立体交差化までに時間の掛かる「開かずの踏切」等については、各踏切道の状況を踏まえ、歩道拡幅等の構造改良、歩行者等立体横断施設の設置及びカラー舗装や駅周辺の駐輪場の整備等の一体対策を促進する。</p> <p>また、歩道が狭隘な踏切道についても、踏切道内において歩行者と自動車等が錯綜することがないように、歩行者の滞留を考慮した事故防止効果の高い構造への改良を促進する。</p> <p>さらに、踏切道等における視覚障害者誘導対策ワーキング・グループの取りまとめ結果を踏まえ、バリアフリー化を含めた視覚障害者等が安全で円滑に通行するための対策を促進する。</p> <p>よって、立体交差化等による「抜本対策」と構造の改良等による「速効対策」の両輪による総合的な対策を促進することとする。</p> <p>加えて、従前の踏切対策に加え、改札口の追加や踏切周辺道路の整備等、踏切横断交通量を削減するための踏切周辺対策等も推進する。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>各踏切道の遮断時間や交通量等の諸元、これまでの対策実施状況等を「踏切道安全通行カルテ」にまとめ、各踏切道の状況を踏まえた効果的な対策を推進する。</p> <p>なお、踏切事故の防止を図るため、「山口県踏切道改良協議会合同会議」、「山口県踏切道改良検討会」等の機会を活用して関係機関間の連絡・調整をより一層緊密に行い、踏切道の構造改良等の円滑な実施を図る。</p> | | | |

| | | | |
|---|----------------------|------|----------------------|
| 種目 | 2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施 | 実施機関 | 中国運輸局鉄道部 警察本部（交規） |
| <p>1 計画の実施方針及び重点施策</p> <p>踏切遮断機の整備された踏切道は、踏切遮断機の整備されていない踏切道に比べて事故発生率が低いことから、踏切道の利用状況、踏切道の幅員、交通規制の実施状況等を勘案し、着実に踏切遮断機の整備を促進する。</p> <p>自動車交通量の多い踏切道については、道路交通の状況や事故の発生状況等を勘案し、必要に応じて障害物検知装置、オーバーハング型警報装置及び大型遮断装置等、より事故防止効果の高い踏切保安設備の整備を進める。</p> <p>高齢者等の歩行者対策としても効果が期待できる全方位型警報装置、非常押ボタンの整備や</p> | | | |

障害物検知装置の高規格化を推進する。

道路の交通量、踏切道の幅員、踏切保安設備の整備状況及びう回路の状況等を勘案し、必要に応じて自動車通行止め、大型自動車通行止め、一方通行等の交通規制を実施するとともに、併せて道路標識等の高輝度化等による視認性の向上を図る。

2 計画の内容

| 事業主体 | 項 目 | 事業量 | 事業費 (千円) | 備 考 |
|------|-----|-----|----------|-----|
| — | — | — | — | |
| 合 計 | | | | |

| | | | |
|-----|--------------|------------|----------|
| 種 目 | 3 踏切道の統廃合の促進 | 実 施 機 関 | 中国運輸局鉄道部 |
|-----|--------------|------------|----------|

1 計画の実施及び重点施策

踏切道の立体交差化、構造の改良等の事業の実施に併せて、近接踏切道のうち、その利用状況やう回路の状況等を勘案して第3種、第4種踏切道等、地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについては統廃合を進めるとともに、近接踏切道以外の踏切道についても統廃合を促進する。

ただし、構造改良のうち、踏切道に歩道がない、又は歩道が狭小である場合の歩道整備については、その緊急性を考慮し、近接踏切道の統廃合を行わずに実施できることとする。

2 計画の内容

| 事業主体 | 項 目 | 事業量 | 事業費 (千円) | 備 考 |
|-------------|---------------------|-----|----------|--|
| 西日本 旅客鉄道 | 構造改良、3種及び4種の 1種化 | 3か所 | 204,934 | 松原第1踏切 (拡幅) 小田第2踏切 (3→1) 岡の原踏切 (4→1) |
| 合 計 | | | 204,934 | |

| | | | |
|-----|----------------------------------|------------|---|
| 種 目 | 4 その他踏切道の交通の安全及び円滑化等 を図るための措置 | 実 施 機 関 | 中国運輸局鉄道部 中国地方整備局 (山口河川 国道) 県土木建築部 (整備・建設) 警察本部 (交企・交規・交 指) |
|-----|----------------------------------|------------|---|

1 計画の実施及び重点施策

緊急に対策の検討が必要な踏切道は、「踏切道安全通行カルテ」を作成・公表し、効果検証を含めたプロセスの「見える化」を推進し、透明性を保ちながら各踏切道の状況を踏まえた対策を重点的に推進する。

また、踏切道における交通の安全と円滑化を図るため、必要に応じて踏切道予告標の設置及

び車両等の踏切通行時の違反行為に対する交通指導取締りを適切に行う。

自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し、交通安全意識の向上及び踏切支障時における非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図るため、踏切事故防止キャンペーンを推進する。

また、学校や自動車教習所等において、踏切の通過方法等の教育を引き続き推進するとともに、鉄道事業者等による高齢者施設や病院等の医療機関への踏切事故防止パンフレット等の配布を促進する。

さらに、踏切事故による被害者等への支援についても、事故状況等を踏まえ、適切に対応していく。

平常時の交通の安全及び円滑化等の対策に加え、災害時においても踏切道の長時間遮断による救急・救命活動及び緊急物資輸送の支障発生等の課題に対応するため、関係機関の間で遮断時間に関する情報共有を図るとともに、遮断の解消や迂回に向けた災害時の管理方法を定める取組を推進する。

2 計画の内容

- (1) 各踏切道の遮断時間や交通量等の諸元、これまでの対策実施状況等を「踏切道安全通行カルテ」にまとめ、「山口県踏切道改良協議会合同会議」、「山口県踏切道改良検討会」等の機会を捉え、関係機関の間の連絡・調整により踏切道の状況を踏まえた効果的な対策を推進する。
- (2) 交通安全運動や踏切事故防止キャンペーンの期間中における踏切通行者に対する指導、広報活動を推進する。
- (3) 警察・消防、道路管理者及び鉄道事業者間で緊急時の踏切道の長時間遮断の対応について、連絡体制の構築が図られるよう、調整等を行う。